

令和7年度第2回犬山市地域福祉推進委員会会議録要旨

1 附属機関の名称

犬山市地域福祉推進委員会

2 開催日時

令和7年11月27日（木） 午後1時30分から午後3時15分まで

3 開催場所

犬山市役所4階401会議室

4 出席した者の氏名

(1) 委員 長岩 嘉文、関谷 みのぶ、押谷 重昭、武藤 裕一朗、栗原 正寛、
木村 敏夫、高木 友徳、緒方 未輝子、谷 繁祐樹、伊藤 文秋、
松本 里美、梅村 淳、森岡 万朱衣

(2) 執行機関 山本福祉課長、北川福祉課長補佐、阪下福祉課統括主査、田原福祉課主査

5 議題

1. 開会

2. 協議事項

(1) 事業評価について【資料1-①、1-②、参考資料】

(2) 中間評価について【資料2-①、2-②】

(3) 修正後計画案について【資料3】

3. その他 令和7年度地域福祉講演会について

6 傍聴人の数 0人

長岩委員長

第1回の委員会では計画の進捗状況の評価及び評価方法の確認をした。第2回の今回は各評価の協議となります。皆さん、意見をお願いします。会議に先立ち、議事録署名者を武藤委員、栗原委員を指名します。

それでは、協議及び報告事項（１）事業評価について、事務局より説明をお願いします。

事務局

（１）事業評価について【資料１－①、１－②、参考資料】

事業評価は毎年実施するもので、前年度分の評価、取り組み内容、課題、次年度の方向性を各施策担当課に提出いただいています。全施策をまとめたものを参考資料として配布していますが時間の都合上、説明は省略します。

評価結果をまとめたものが資料１－①となっています。

左側に施策の体系を計画書（P33）から抜粋し、各目標の基本施策ごとの評価を記載しています。パーセンテージは基本施策数全体に対する評価数で算出しています。例えば、基本目標１の基本施策①は施策数が６ありまして、できている施策が１、概ねできている施策が５となっており、それをパーセンテージで記載しています。他も同様に各施策数をもとに算出しています。

全体をとおして「評価４：できている」及び「評価３：概ねできている」を併せた「できている」評価が多くなっています。特に基本目標１の「人づくり」では①～④の施策ですべて８割以上ができています。

評価の中で、令和５年度に次年度の方向性を示し、令和６年度に実施できた施策について、資料１－②にまとめてあります。

１つ目の施策は「自殺対策に係る人材の確保、養成、資質の向上」、基本目標は１の③で令和６年度の方向性は、講座名を変更し、より多くの市民が気軽に受講できるようにすることとしており、令和６年度の取り組みとして講座名を伝わりやすい名称に変更し改善が見られました。

２つ目の施策は「救急・援助体制の充実」、基本目標は１の③で、令和６年度の方向性は、市民に対する継続的な啓発活動と講習会実施回数の増加としており、令和６年度の取り組みとして講習会の回数を増やしました。

３つ目の施策は「個人に応じた環境整備」、基本目標は２の②で、方向性や取り組み内容は継続ですが、これまで課題となっていた教育支援センターの施設環境の改善について、新しい場所での運営を整え改善が見られました。

長岩委員長

資料１－①できてる、概ねできている評価が多いが、できてないものもあり、統計として高い項目があります。「場づくり」の①③④、「しくみづくり」の③④、「つながりづくり」の②④です。委員の感覚と一致しているかどうか、委員の皆様の意見をお聞かせください。

また、資料１－②改善のあった施策の紹介がありました。

その一つ、ゲートキーパー講座について、名称を変更していますがいかがでしょうか。

高木委員	名称変更は良いと思う。毎回参加者も多くいらっしゃると思います。
緒方委員	<p>「ゲートキーパー」という名称では、イメージがつきにくいいため、名称を変えたのは良いと思います。基本目標 1 の大部分がクリアできると目標 2 につながるの、よりできるようにつながると感じました。</p> <p>権利擁護の評価が 2 となっていますが、取り組みができていないのでしょうか。</p>
長岩委員長	あまりできていない項目で目立つのが「場づくり」「しくみづくり」の④、50%となっていますが、補足で説明をいただけますか。
事務局	<p>場づくり④は、参考資料基本目標Ⅱ-5 から 7 をご覧ください。</p> <p>産業課の施策、特に企業関連の項目について評価 2 が多くなっています。企業誘致や事業者の流出防止が簡単にできないことが要因です。</p> <p>しくみづくり④は、基本目標Ⅲ-9 をご覧ください。</p> <p>成年後見制度の利用促進は施策が 2 つしかなく、一つが評価 2 のため 50% となっている。高齢者の権利擁護については取り組みは行っているが、市民後見人や法人貢献の取り組み体制が整っていないため、評価 2 となっています。</p>
長岩委員長	<p>場づくり④は、社会福祉法人や企業、教育機関と団体がまとめているため、その中で、産業課の施策評価が入るとトータルではできていないかもしれないが、詳細を確認すると社会福祉法人はできていることがわかります。</p> <p>また、権利擁護については、権利擁護の取組みと成年後見制度とがまとまっているため評価が難しいところです。市長申立ては潜在的なニーズは少ない印象です。</p> <p>資料 1-②の教育支援センターについて、梅村委員お願いします。</p>
梅村委員	<p>学校との連携をしている青少年センターという立場で意見をさせていただきます。</p> <p>学校に登校できていない子どもたちが、教育支援センターに通っています。ゆうゆうは勉強中心、わいわいは活動中心とし、どちらも家から出ることを目標としています。</p> <p>ここ数年、利用者が大変増加しています。子どもたちが、センターに来ることによって、登校したことになりますし、卒業後の進路を見つけられる子どももいます。そういった点から、この仕組みは、続けるとよいと思います。</p>
長岩委員長	子どもたちの居場所について、新たに確保できていくことは良いと思いま

す。その他、ご意見ありますでしょうか。

関谷委員

評価で「できていない」という項目が「場づくり」①と「つながりづくり」④とあります。いずれも地域資源の活用ができていない評価になりますが、いかがでしょうか。

事務局

「場づくり」①は、参考資料基本目標Ⅲ-9をご覧ください。
歴史まちづくり課の施策で「文化財の保存・活用の推進」が評価1となっています。施策として施策は進めているが十分ではないという担当課の評価です。

「つながりづくり」④もこの項目が再掲の項目となっています。全体の施策の中で、「できていない」施策は、この施策のみとなっています。

長岩委員長

地域福祉計画の守備範囲が広いと、広義で見るとこうなるが、狭義で見ると必ずしもこうではない可能性もあるということです。

押谷委員

参考資料基本目標Ⅰ-2「介護予防・健康づくり推進」について、参加した人に聞くと、元気な人は本格的な筋力トレーニングを希望する声もあります。段階を持って対応して欲しいことと、効果を伝え健康推進につなげていただきたい。

長岩委員長

シリーズとして12回あるということであれば、プログラムにバリエーションがあるとより効果があるし、対象が体力の弱り始めた人であり、健康な人は別の取り組みへ案内するといったような、周知の仕方も含めて検討をしていただきたい。

松本委員

参考資料基本目標Ⅳ-1の「子どもの貧困対策の充実」についてですが、地域のつながりという点で、社会福祉協議会の相談員の方が年8回くらい学習支援の現場にきていただき、親も含めて相談していただきました。相談がなくてもきていただけるので、横の連携を実感しているところです。ただ、子ども食堂の民間団体把握は難しいとありますが、そこまで難しくないと感じますので、把握に努めていただきたいです。

また、施策の課題で、ひとり親家庭の自立支援について一体的な支援ができないとありますが、子どもの参加する場所には親が迎えに来るので、把握ができます。一体的は難しいが、踏み出していただけるとありがたい。

長岩委員長

この点が、まさに重層支援の対象であり、がんばりどころですので、今のご意見を担当課にフィードバックしてください。

事務局

次の協議事項（２）中間評価について事務局、説明をお願いします。

（２）中間評価について【資料２－①、２－②】

中間評価は今年度のみ実施するもので、評価、検証、検証理由、修正の有無について各施策担当課に提出いただいています。

評価結果のまとめが資料２－① 全施策の評価を資料２－②にまとめてあります。中間評価結果は、「できている」「概ねできている」をあわせた「できている」評価が大部分となっており、基本目標Ⅲ以外は全てできています。検証結果も現状維持が大部分です。

検証結果で上方修正、下方修正となっているものについては、次の資料にまとめてありますので、資料３修正後計画案について説明します。

中間評価での計画の修正事案として、２点あります。

１点目、機構改革等による変更、２点目が、中間評価検証結果による変更です。

１点目、機構改革による変更は、令和６年度に機構改革があり担当課の名称が変更となった施策があります。関係する施策については、資料２－②の担当課を見え消しにしてありますので、ご確認ください。

２点目の中間評価検証結果による変更については、資料３を順に説明します。

「救急・救助体制の充実」について、検証結果は３で継続となっていますが、こちらは、今回の中間評価結果ではなく、当初の計画記載時に誤って掲載してしまっていたので、今回、修正します。

次に、「農業にふれ親しむ機会の確保」について、検証理由は２、下方修正となっています。現計画に記載している「子ども大学農学部」及び「プランター講座」について講師継続辞退により下方修正となっています。資料２－①の検証結果の該当箇所は、基本目標Ⅱの②の下方修正による変更欄の７．１％、併せて基本目標Ⅳの④の８．３％です。

次に、「水道施設の更新、適切な維持管理」について、検証理由は２、下方修正となっています。現計画に記載している「現行の料金体系を維持しつつ」という点について、料金改定が行われる可能性があることから下方修正となっています。

資料２－①の検証結果該当箇所は、基本目標Ⅲ①下方修正２．９％です

次に、「下水道等の整備推進、適切な維持管理」について、検証理由は４、上方修正となっています。現計画に記載している「市街化区域及び前原台団地以外の計画区域」について、下水道計画区域から削除し早期に概成が可能な手法に見直したことによる、上方修正となっています。

資料２－①の検証結果該当箇所は、基本目標Ⅲ①上方修正２．９％です。

次に、「地域子ども・子育て支援事業の推進」について、検証結果は3の継続ですが、現計画に記載している事業については、国が定めている事業であるため、記載方法を「国が定める事業」として、修正しています。

最後、「要保護児童対策の充実」について、検証結果は4の上方修正となっています。令和6年度に「子ども家庭センター」を設置したこと及び犬山市児童虐待対応マニュアルを策定したことによる充実をはかった点から、上方修正としています。資料2—①の検証結果該当箇所は、基本目標Ⅲ①上方修正33.3%、併せて基本目標Ⅳ①上方修正11.1%です。

長岩委員長

ほとんどが、現状維持となっており、現状維持は計画通りに引き続き進め、資料3でピックアップした施策については、今回修正し、令和9年度まで進めていくという認識でよいでしょうか。

事務局

そのとおりです。

長岩委員長

資料3の産業課の「農業にふれ親しむ機会の確保」について、所管課がないため答えにくいと思いますが、講師辞退により継続困難との内容について、新たに講師を探すということで解決できないのでしょうか。

事務局

産業課のこの件ではありませんが、同じJAという点から話をいたしますが、別の課で行う子ども大学農学部は、JAの協力を得ていますが、講師だけでなく場の提供も行っており、調整が難しいことがあります。

松本委員

子ども大学農学部に携わっているのですが、補足いたします。JAは農家の支援を中心としているため、毎月の講座となると、農繁期と重なり大変です。また、JAだけでなく主催者側の反省もありますが、講座が減ることが市の計画や施策に影響があるということについて、認識していないなと感じました。子どもに体験させるだけでなく、そういった行政の計画の位置付けなどの意識が必要と感じました。

長岩委員長

今回、改めて計画をみると。農業関係が思いのほか入っていると感じました。
現行政策でそれほど取り上げていないが、他市町村でひきこもり支援等で農業を取り入れている事例もあり、居場所づくりとして有益であると感じています。
農業体験や園芸体験について、植物はネガティブな反応がない対象で、人に喜びを与えるということから有益ではないかと言われ始めています。犬山は土地やこういったベースがあるので、一考していただきたい。

伊藤委員	農業について、大自然とふれあうことが中心ですが、ただ、自分一人で農業ができるわけではありません。例えば、畑には肥料が必要ですし、耕すための機械が必要です。肥料を売る店や運んでくれるのは人ですし、機械を買うのも機械店の人とのつながりがあります。そうみると、つながりづくりになるのではと感じました。
谷委員	産業課の評価が辛めになっていますが、逆に企業や農業といった団体との繋がりが多課といえると思います。各団体とタイアップして、企業の中にも連携が必要としている部分があるので、うまくつながるとよいと思いました。
関谷委員	仕組みづくりについて、中間評価は概ねできているとありますが、資料1の事業評価ではできていない評価が高くなっている。この点から、仕組みはあっても、一体的にできないという課題を残す評価となっている。体制を整えたのであれば、体制が実を持つ運営にまでつながって、課題の解決や不安の解消、権利が守られるなどの目標が達成されるとよいと思います。
長岩委員長	関係機関の連携が、まだまだ不十分ということでしょうか。
関谷委員	子ども家庭支援センターも妊娠期からとなつてはいるが、元々の保健センターと子育ての支援場所もバラバラなため、機能的に運営できているか、利用者側からすると疑問が残ります。
栗原委員	全体をとおして、評価の仕方に問題があると思います。 働きかけができていないから「できていない」、結果が出ていないから「できていない」と、所管課により評価軸がかわっているため一律に判断できない。 また、大きな項目で「場づくり」で社会福祉法人や企業の地域貢献について、事業評価で50%できていないとなっているため、社会福祉法人代表として大変気になりましたので、理由を確認すると産業課の企業誘致ということがわかり、社会福祉法人としてはできている評価でよかったと感じましたが、ただ、市としてはやっているが企業誘致は一方的にはできないし何年もかかるなかで結果が伴うため、「できていない」という評価が適正なのか気になる。同じように、成年後見制度についても、ケースバイケースであり、利用することが一概に良いといえないので、「できていない」評価なのかが疑問に感じました。
長岩委員長	確かにパーセンテージで見ると疑問があるが、内容をみると納得できる。プロセスで評価するのか、アウトプットで評価するのか、アウトプットでの評価はしにくい項目もあるため、集まって協議しないと腑に落ちる評価

はできない。本計画は数字で評価できないため、やむを得ない場合もある。

木村委員

地域福祉に携わる市役所の部署がいっぱいあることを改めて思いました。同じように、我々が相手にする利用者も幅が広い。例えば、子どもをとらえても医療ケア児から要保護まであります。市役所ではそれぞれ担当課があるが、現場の人間からすると支援する利用者は一人でありますので、縦割りを無くしてほしい。ステージにより課題も変わるため、ワンストップで動いてくれればうれしい。

長岩委員長

元々、重層支援事業は行政の縦割りの敷居を下げるところから始まっている。木村委員の意見はとてもわかります。児童福祉、障害福祉と領域は分かれています、ライフステージ上の軸で捉えないといけないので、その発想が、この計画を運用するうえで重要となってきます。

緒方委員

関谷委員がおっしゃるように行政では様々な対策を行っているが、わかりにくい点があるので、一体的になるとよいと思います。
以前、自殺対策の会議に参加した際、多くの機関が関わっていたので、施策の一覧を作ってもらったことがあり、市民にわかりやすくしていただきたいです。また、他の委員の意見にもありましたように、自分や団体の活動が、こういった計画に繋がるという認識を持つ機会が少ないため、意識を持つことが必要と感じました。
質問ですが、成年後見制度について、できていないが50%との評価がありました。第1期の計画はこのままで進めるということでしょうか

事務局

法人後見、市民後見をやっていく姿勢や目標は変わらないため、このまま引き続き進めていくこととなります。評価については、本委員会の意見を含め所管課にフィードバックします。

高木委員

本会議の役割を考えると、理念を策定し、具体的な内容に落とし込んでいくことだと思います。
地域福祉計画の目的が包括的な支援体制を構築していくことにありますので、行政も助け合い、各課が手を取り合っていただきたい。
行政の職員が元気に主体的にそれぞれいいことをやろうとしているがうまくいっていない感があるので、まずは小さな支え合いに取組んでいただいて市民が利用、参加しやすい形をつくりあげていただきたい。

長岩委員長

所管課に嫌われない程度に、ねばり強く発信をお願いします。

押谷委員

介護予防について、運動だけでなく栄養も含め、健康全体を考えるようなプログラムも考えていただきたい。

長岩委員長

偏りないプログラムをというご意見です。

最近、社会的処方という言葉が、とりあげられています。医師から、人が集う場を紹介してもらい、薬によらない治療をするというものです。医師から直接紹介は難しいと思いますので、包括支援センター等が間に入って社会的処方を意識してやっていただければと思います

多数ご意見ありがとうございました。皆さんの意見から、資料3の修正案について、異議なしということによろしいでしょうか。

(全員 異議なし)

長岩委員長

これですべての協議を終了します。

事務局

最後に、その他ということでお知らせします。

地域福祉講演会について、今年で4回目となります。全市民を対象とした関心を高める講演会として、今年度は、「小さな支援の大切さ」をテーマとし、高木委員に基調講演をお願いしております。

日時は令和8年3月1日(日)午後1時30分からとなっておりますので、皆さま、ご参加ください。

地域福祉推進委員会の、次回予定ですが、令和8年2月頃予定しています。日程が決まり次第、お知らせいたします。

【委員会終了】

令和7年度第2回犬山市地域福祉推進委員会 次第

日時：令和7年11月27日（木）
午後1時30分から午後3時まで
場所：犬山市役所 4階401会議室

1. 開会

2. 協議及び報告事項

(1) 事業評価について【資料1-①、1-②、参考資料】

(2) 中間評価について【資料2-①、2-②】

(3) 修正後計画案について【資料3】

- ・機構改革による所管課修正 他
- ・検証による計画案修正

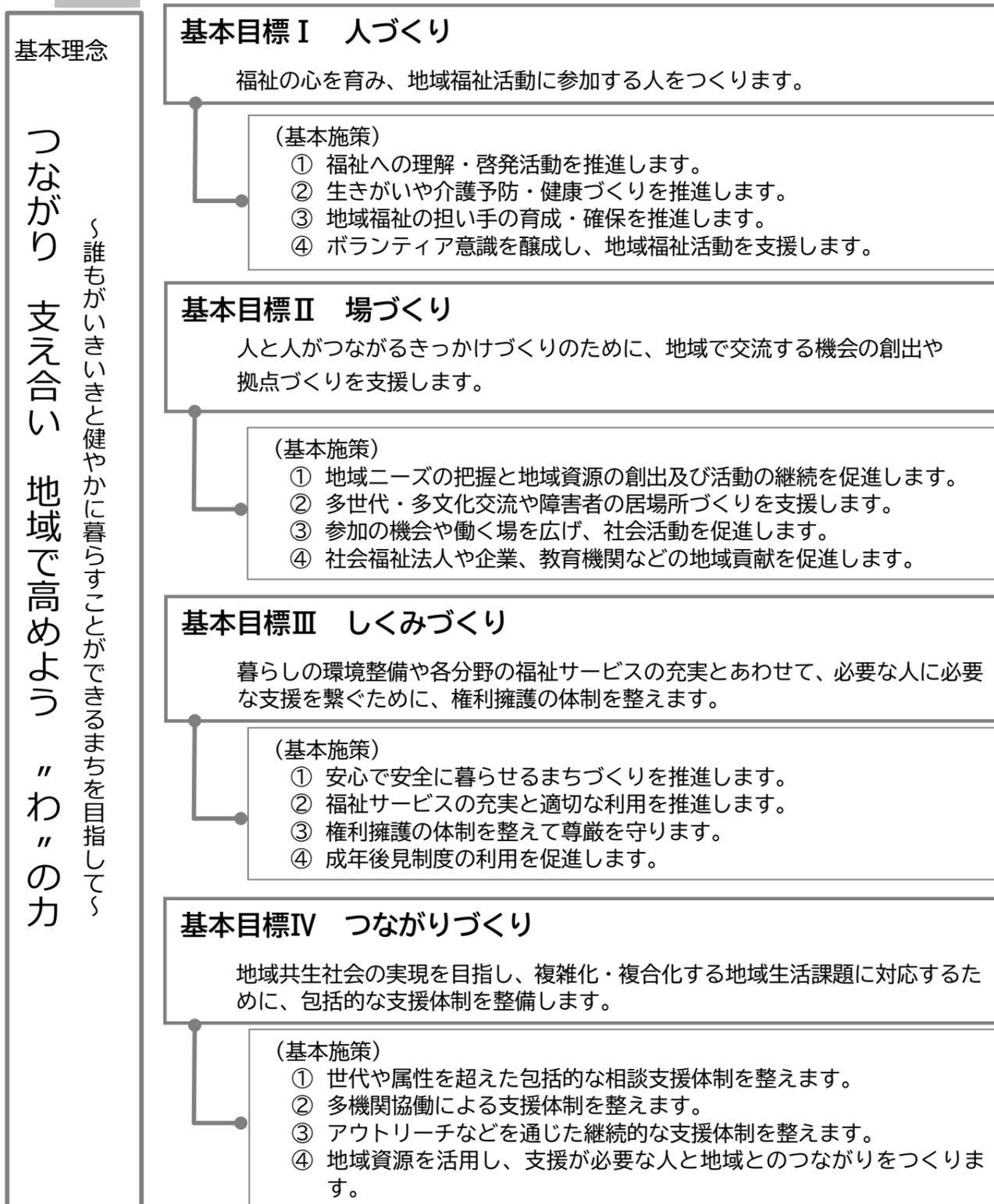
3. その他

令和7年度地域福祉講演会について

(1) 事業評価について

計画書 (P33) 第3章 計画の基本理念と施策

施策の体系



評価基準	できている	概ねできている	あまりできていない	できていない
評価	4	3	2	1
①	16.7%	83.3%	0.0%	0.0%
②	12.5%	75.0%	12.5%	0.0%
③	18.2%	63.6%	18.2%	0.0%
④	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%
評価基準	できている	概ねできている	あまりできていない	できていない
評価	4	3	2	1
①	0.0%	55.6%	33.3%	11.1%
②	7.1%	92.9%	0.0%	0.0%
③	0.0%	68.8%	31.3%	0.0%
④	0.0%	50.0%	50.0%	0.0%
評価基準	できている	概ねできている	あまりできていない	できていない
評価	4	3	2	1
①	11.8%	76.5%	11.8%	0.0%
②	5.0%	70.0%	25.0%	0.0%
③	0.0%	66.7%	33.3%	0.0%
④	0.0%	50.0%	50.0%	0.0%
評価基準	できている	概ねできている	あまりできていない	できていない
評価	4	3	2	1
①	0.0%	77.8%	22.2%	0.0%
②	16.7%	50.0%	33.3%	0.0%
③	20.0%	60.0%	20.0%	0.0%
④	0.0%	66.7%	25.0%	8.3%

第1次犬山市地域福祉計画事業評価（令和6年度実施）について 【改善のあった施策】

【R5→R6事業評価で改善のあった施策】

施策	担当課	内容	自己評価	①令和5年度の実績	③令和6年度の実績	評価	①令和6年度の実績	②施策の課題	③令和7年度の実績
自殺対策に係る人材の確保、養成、資質の向上	健康推進課※	I ③ ゲートキーパーなどの人材の育成、地域の見守り体制を強化します。	3	①令和5年度の実績 ・「ゲートキーパー養成講座」 市民向け：2回開催、24名参加 市職員向け：1回開催、33名参加 ・民生児童委員や高齢者あんしん相談センターからは、何か問題があるケースについてはその都度情報提供・協力依頼があり、連携を取りながら対応することが出来た。	③令和6年度の実績 ・「ゲートキーパー養成講座」という講座名を「大切な人の悩みに気付く！寄り添い方講座」へ変更し、より多くの市民がより気軽に受講出来るようになる。市民向け1回、市職員向け1回開催予定。 ・民生児童委員や、高齢者あんしん相談センター等の関係団体とも引き続き連携を図り、地域の見守り体制を強化していく。	4	寄り添い方講座（ゲートキーパー講座） 市民向け：1回 20名参加 職員向け：1回 23名参加 ・講師：長久手心理オフィス古井由美子氏 講義とグループワークを取り入れて具体的な傾聴方法を学べるようにした。 タイトルも「寄り添い方講座」として伝わりやすい名称にした。	「ゲートキーパー」の名称が「いのちの門番」と訳され、受け止める活動が継続して活動しなければならぬと身構えてしまうため、できるだけ専門者の養成ではなく、一般の方が気軽に参加しやすい事業に工夫する必要がある。	名称は、引き続き「寄り添い方講座」を前面に出し、家族や大切な人の悩みに気づく、相談を受け止める「傾聴」「つなぐ」「見守る」のキーワードを広げていく。 寄り添い方講座 市民向け1回、職員向け1回、民生児童委員（新規者優先）向け1回の計3回実施。
救急・救助体制の充実	消防署	I ③ 地域防災力の要となる消防団員の人員確保に努め、地域の消防・防災リーダーとしての人材養成を図ります。また、消防庁舎の機能維持や更新、消防資機材の計画的な整備、更新を進めるとともに、防火水槽や消火栓等の消防水利の充実を図ります。	3	職員の資格取得と市民に対する講習会等の実績 資格取得 救急救命士：1名 潜水士：1名 移動式クレーン：1名 小型船舶：1名 巻上機特別教育：1名 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習：1名 山岳救助：1名 伐木等特別教育：1名 講習会等 上級救命講習会：2回 延べ 20人 普通救命講習会：39回 延べ 285人 自主防災会指導：37回 延べ1,858人	市民に対する継続的な啓発活動と講習会実施回数の増加を図る。	4	職員の資格取得と市民に対する講習会等の実績 資格取得 ・救急救命士：1名 ・潜水士：1名 ・移動式クレーン：1名 ・足場組立作業主任者：1名 ・フルハーネス特別教育：1名 ・急流救助講習：1名 講習会等 上級救命講習会：2回 42人 普通救命講習会：51回 300人 その他救命講習：87回 2,519人 自主防災会指導：40回 1,977人	市民に対する講習会、指導参加の啓発	市民に対する継続的な啓発活動と講習会実施回数の増加を図る。
個人に応じた環境整備	学校教育課	II ② III ① 特別支援教育支援員や特別支援教育介助員を配置し、学校に通うあらゆる子どもが教育を受けられる体制づくりに努めるとともに、学校とは異なる居場所をつくり、学校に通うだけではない新しい生き方を認め、社会的自立を支援します。	3	・特別支援教育支援員を28人配置 ・介助員を10人配置 ・教育支援センター「ゆうゆう」の運営（R5年度末人数29人、前年比8人増） ・教育支援センター「わいわい」の運営（R5年度末人数18人、前年比7人増）	・引き続き特別支援教育支援員、介助員を配置 ・不登校からの脱却が困難な子どもが依然として見られるため、学校、スクールソーシャルワーカー、その他関係機関との連携を深める。	4	・特別支援教育支援員を28人配置 ・介助員を11人配置 ・教育支援センター「ゆうゆう」の運営（R6年度末人数26人、前年比2人減） ・教育支援センター「わいわい」の運営（R6年度末人数16人、前年比2人増）	・特別な支援が必要な児童生徒が増えている。 ・教育支援センターに通う子どもが増え、施設規模、人的配置などが課題となっているため、旧訪問看護ステーションの建物を教育支援センターわいわいで使用するよう調整し、設置及び管理に関する条例を制定した。	・引き続き特別支援教育支援員、介助員を配置する。 ・不登校からの脱却が困難な子どもが依然として見られ、学校、スクールソーシャルワーカー、その他関係機関との連携を深める。 ・令和7年9月から新しい場所で教育支援センターわいわいを運営する。

(2) 中間評価について

計画書 (P33) 第3章 計画の基本理念と施策

施策の体系

基本理念

つながり
支え合い
地域で高めよう
“わ”の力

誰かがいきいきと健やかに暮らすことができるまちを目指して

基本目標Ⅰ 人づくり
福祉の心を育み、地域福祉活動に参加する人をつくります。

(基本施策)
① 福祉への理解・啓発活動を推進します。
② 生きがいや介護予防・健康づくりを推進します。
③ 地域福祉の担い手の育成・確保を推進します。
④ ボランティア意識を醸成し、地域福祉活動を支援します。

基本目標Ⅱ 場づくり
人と人がつながるきっかけづくりのために、地域で交流する機会の創出や拠点づくりを支援します。

(基本施策)
① 地域ニーズの把握と地域資源の創出及び活動の継続を促進します。
② 多世代・多文化交流や障害者の居場所づくりを支援します。
③ 参加の機会や働く場を広げ、社会活動を促進します。
④ 社会福祉法人や企業、教育機関などの地域貢献を促進します。

基本目標Ⅲ しきみづくり
暮らしの環境整備や各分野の福祉サービスの充実とあわせて、必要な人に必要な支援を繋ぐために、権利擁護の体制を整えます。

(基本施策)
① 安心で安全に暮らせるまちづくりを推進します。
② 福祉サービスの充実と適切な利用を推進します。
③ 権利擁護の体制を整えて尊厳を守ります。
④ 成年後見制度の利用を促進します。

基本目標Ⅳ つながりづくり
地域共生社会の実現を目指し、複雑化・複合化する地域生活課題に対応するために、包括的な支援体制を整備します。

(基本施策)
① 世代や属性を超えた包括的な相談支援体制を整えます。
② 多機関協働による支援体制を整えます。
③ アウトリーチなどを通じた継続的な支援体制を整えます。
④ 地域資源を活用し、支援が必要な人と地域とのつながりをつくります。

中間評価結果

【評価結果】

評価基準	できている	概ねできている	あまりできていない	できていない
評価	4	3	2	1
①	16.7%	83.3%	0.0%	0.0%
②	6.3%	56.3%	0.0%	0.0%
③	18.2%	81.8%	0.0%	0.0%
④	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%

評価基準	できている	概ねできている	あまりできていない	できていない
評価	4	3	2	1
①	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%
②	28.6%	71.4%	0.0%	0.0%
③	6.3%	93.8%	0.0%	0.0%
④	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%

評価基準	できている	概ねできている	あまりできていない	できていない
評価	4	3	2	1
①	5.9%	91.2%	2.9%	0.0%
②	5.0%	95.0%	0.0%	0.0%
③	0.0%	66.7%	33.3%	0.0%
④	0.0%	50.0%	50.0%	0.0%

評価基準	できている	概ねできている	あまりできていない	できていない
評価	4	3	2	1
①	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%
②	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%
③	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%
④	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%

【検証結果】

検証基準	事業完了に伴う廃止	上方修正による変更	現状維持	下方修正による変更	事業の縮小・廃止
検証	5	4	3	2	1
①	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%
②	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%
③	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%
④	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%

検証基準	事業完了に伴う廃止	上方修正による変更	現状維持	下方修正による変更	事業の縮小・廃止
検証	5	4	3	2	1
①	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%
②	0.0%	0.0%	92.9%	7.1%	0.0%
③	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%
④	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%

検証基準	事業完了に伴う廃止	上方修正による変更	現状維持	下方修正による変更	事業の縮小・廃止
検証	5	4	3	2	1
①	0.0%	2.9%	94.1%	2.9%	0.0%
②	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%
③	0.0%	33.3%	66.7%	0.0%	0.0%
④	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%

検証基準	事業完了に伴う廃止	上方修正による変更	現状維持	下方修正による変更	事業の縮小・廃止
検証	5	4	3	2	1
①	0.0%	11.1%	88.9%	0.0%	0.0%
②	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%
③	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%
④	0.0%	0.0%	91.7%	8.3%	0.0%

基本目標Ⅰ 人づくり

①福祉への理解・啓発活動を推進します。

施策	担当課	内容	①評価	②検証	③検証理由	④内容(修正後)
福祉教育の推進	福祉課※ 障害者支援課	障害や障害のある人に対する理解を深め、社会福祉や活動への関心を高めるため、体験を通して学習する福祉教育を推進します。また、幼少期から日常的に健常児と障害児がふれあう機会を設け、互いの成長を支援するとともに障害に対する理解を促進します。	3	3	福祉体験を通じた障害の理解促進や社会福祉の担い手の育成は必要であり、今後も継続する。	変更なし
障害者理解の推進	福祉課※ 障害者支援課	障害のある人が地域において安心して生活できるよう、市民の多く集まるイベントにおいて、障害者団体や障害者施設のブースを設置し、障害のある人や障害に対する社会一般の理解を深めます。また、広報紙や市ホームページ、市内の広報板を通じて、より多くの市民に正しい知識を普及します。	3	3	市民や市職員の障害に対する理解促進は必要であり、今後も継続する。	変更なし
障害児施策の充実	子ども未来課※	子どもの成長とともに、各々のステージに合わせた療育や支援の体制を構築し関係機関と連携して子どもの発達を支えるとともに、保護者への支援の充実を図ります。	3	3	年々、増加傾向にある障害児とその保護者を支援するため、今後も関係機関と連携を図り支援の充実を図る必要がある。	変更なし
	子育て支援課		3	3	(子育て支援課回答分) ・支援を必要としている児、保護者が安心できる場で支援を受けることができるため、今後も継続する。	変更なし
家庭・地域における男女共同参画の推進	子ども未来課※ 子育て支援課	子育て家庭にとって魅力的なまちにするため、女性の多様な働き方や就労に向けた情報収集の場や子育てなどの情報提供の場を整えます。	3	3	・子育てをしながら女性が働くときの不安や悩み、ステップアップしていくときに起こりうるトラブルや家庭の問題等を題材に講座を行うことで、子育て世代の女性の応援ができるため、今後も継続していく。	変更なし
市民一人ひとりの気づきとこころの健康づくりの推進	健康推進課※	自殺対策について、市民への知識の普及や啓発に努めるとともに、メンタルヘルス教育やこころの健康づくり講座など、こころの健康づくりを推進します。	4	3	7年3月に作成した「第2次犬山市自殺対策計画」の策定により、概要版を通じて事業参加する市民に啓発したり、公共施設に概要版を配架した。 ・9月の自殺予防週間(9月10日～16日)において、街頭啓発を行った。 ・9月号広報特集号で「こころの健康」をテーマに掲載するなど、計画に基づいて実施できている。	変更なし
ジェンダー平等の推進	地域協働課 多様性社会推進課	性別等にかかわらず、誰もが個性と能力を発揮し、活躍できる社会を形成するため、男女共同参画社会やLGBTQIに対する理解と必要性に関する意識啓発を実施します。また、政策・方針決定過程における女性の参画及びワークライフバランスの実現を推進し、女性の活躍の場を広げていきます。	3	3	ジェンダー平等の推進には、性差別意識や固定的な性別役割分担意識の解消、性的少数者についての理解促進が重要であるため、これらの取組を今後も継続する。	変更なし

基本目標Ⅰ 人づくり

②生きがいや介護予防・健康づくりを推進します。

施策	担当課	内容	①評価	②検証	③検証理由	④内容(修正後)
健康づくりによる予防・早期発見	福祉課※ 障害者支援課※	健康診査などの実施により、障害の原因となる疾病を早期発見・予防するとともに、適切な治療や療育につなげるなど、必要な支援を行います。また、乳幼児期においては、発達障害を早期に発見し適切な支援を行うため、関係機関との連携を図ります。	4	3	障害や障害の原因となる疾病の早期発見は必要であり、今後も継続する。	変更なし
生涯学習の振興	福祉課※ 障害者支援課※	障害の種別に関わらず、すべての障害のある人の社会参加が求められていることから、スポーツに親しむ環境づくりを推進し、各種大会やスポーツ教室などを開催します。また、生涯学習や文化活動にだれでも参加できるように、障害のある人に配慮した活動環境の整備を進めます。	3	3	障害者のスポーツに親しむ環境、生涯学習や文化活動に参加できる環境は必要であり、今後も継続する。	変更なし
多様な生きがいづくりへの支援	高齢者支援課※	高齢者の多様なニーズに応じた活動の場を提供するとともに、より多くの高齢者が積極的に参加できるよう、機会の充実に努めます。また、団塊の世代が高齢期を迎えるのを見据え、地域における生活支援サービスの担い手となることも視野に入れた、ボランティアの養成の充実に努めます。	3	3	各関係団体等と連携し、今後も継続して積極的に高齢者が活動できる場を提供する。	変更なし
保健施策	高齢者支援課※	身近な場所での高齢者の居場所や生きがいづくりの場を活かし、できる限り介護を必要としない生活を送れるよう地域ぐるみの健康づくり活動を推進していきます。	3	3	あんしん相談センターとの情報共有等を強化し、地域ぐるみでの健康づくり活動を、今後も継続する。	変更なし
介護予防・健康づくりの推進	高齢者支援課※	高齢者が自ら介護予防に取り組む意識が高められるよう事業の内容を再検討していきます。また、老人クラブ連合会や運営に参加するボランティア団体との連携強化を図ります。高齢者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援することや、要介護（要支援）状態となることの予防又は要介護（要支援）状態の軽減・悪化の防止を目的として取り組みます。高齢者の自立支援に資する取り組みを推進することで、要介護（要支援）状態になっても、高齢者が生きがいをもって生活できる地域の実現を目指します。	3	3	フレイル予防スクールを継続して開催するとともに、健康推進課が行う出張サロンや、あんしん相談センターが行う予防事業等は必要であり、今後も継続する。 なお、介護予防・健康づくりを推進する上で、令和6年度から高齢者あんしん相談センター（地域包括支援センター）の体制強化として、人員1名分の経費を増額し、地域の実情に応じた職員の増員を目指す。	変更なし
児童の健全育成の充実	子ども未来課※ 子育て支援課	子どもの健やかな育ちのために、地域の教育力を活用した講座の開催や子供会の育成、魅力ある児童センターの運営などに取り組みます。	3	3	・子どもたちが楽しめる講座やクラブ、体操教室を実施していくことで、異年齢での関りや地域の方との関りを持つことができ、子どもたちの健やかな育成につながるため、今後も継続していく。	変更なし
親学の充実	子ども未来課※ 子育て支援課	パパママ教室や0～2歳児を持つ親の勉強部屋、ステップアップ鋼材などを開催し、親の学びの機会を増やします。	3	3	・親のニーズや時代の流れに合わせて講座を検討してきている。参加率も良く、人気もあるため、今後も継続していく。	変更なし

生活習慣病の予防と重症化予防に向けた健康管理の実践	健康推進課※	健（検）診体制の整備や事後指導、未受診者対策を充実するとともに、健康教育、イベント広報等を通じて、各種検（検）診の目的・重要性等をさらに積極的に市民へ周知を図ります。	3	3	がん検診の案内を特定健康診査の案内に掲載するなど、市民への周知を行っている。 また、産業振興祭等のイベントで、健康チェックを行う時にも、検診のパンフレットの配付や声掛けを行っている。 機会を捉えて、今後も継続していく。	変更なし
健康的な生活習慣の実践	健康推進課※	一生涯健康でいきいきと過ごすために、運動についての意識を高め、ライフスタイルに適した運動習慣を身につけ、継続できるよう、運動・身体活動に関する知識の普及啓発を行います。また、いつでも、どこでも、誰でも、運動する機会が確保できるよう、地域と連携した環境づくりを進めます。	3	3	筋力トレーニングやピラティス、ウォーキングの講座を行い、運動に関する知識の普及啓発を行っている。 市内各所にウォーキングコースを設定し、そのコースを健康づくり推進員と一緒に歩く事業を行っている。 体力チェックを地域で行っており、今後も継続していく。	変更なし
社会生活を営むために必要な機能の維持向上	健康推進課※	子どもの発達段階に応じた情報の提供と相談体制の充実を図り、子どものころから健全な生活習慣を身につけるための取組みを進めます。また、地域で子育てを支援するための人材育成や環境づくりを推進し、子育て家庭の孤立化や虐待を予防します。	3	3	事業の周知等の工夫により参加率を向上させるとともに、子育てを取り巻く関係機関と連携の上、より効果的な事業を実施するため、今後も継続実施が必要。	変更なし
(再掲) 市民一人ひとりの気づきとこころの健康づくりの推進	健康推進課※	自殺対策について、市民への知識の普及や啓発に努めるとともに、メンタルヘルス教育やこころの健康づくり講座など、こころの健康づくりを推進します。	4	3	7年3月に作成した「第2次犬山市自殺対策計画」の策定により、概要版を通じて事業参加する市民に啓発したり、公共施設に概要版を配架した。 ・9月の自殺予防週間（9月10日～16日）において、街頭啓発を行った。 ・9月号広報特集号で「こころの健康」をテーマに掲載するなど、計画に基づいて実施できている。	変更なし
時代に合った生涯学習支援体制の確立	文化スポーツ課 文化推進課	「市民総合大学」を幅広い分野で開催するとともに、子どもの豊かな情緒と生きる力を育むため、体験型講座「子ども大学」を充実します。また、自治体間、さらには市内のNPOや公共的団体、関係機関や地域との連携や協力関係を深め、より広範な学習情報を提供し、時代にあった一人ひとりの学習機会の選択の幅を広げて、より良い生涯学習の支援体制づくりに生かしていきます。	3	3	さまざまな機関と協力し、多様な分野の学習機会を提供するなどして、今後も継続した市民の生涯学習を支えるため。	変更なし
スポーツ環境の整備	文化スポーツ課 スポーツ交流課	スポーツ関係団体と連携し、スポーツイベントや講習会の開催等、スポーツに親しむ環境を整備します。また、スポーツ団体の活動を支援するとともに、スポーツ活動の推進に向けて連携を図ります。	3	3	スポーツコミッションには新たに3団体が加盟し大会誘致に繋がった。 犬山市スポーツ協会、犬山市スポーツ推進委員などの団体との引き続き連携を強化していく。	変更なし
図書館の充実	文化スポーツ課 文化推進課	市民の生涯学習を支えるため、多様な資料や情報を収集し、提供するとともに、図書館のICT化を進め、読書環境を整え、いつでも気軽に情報を得られるよう図書館機能の充実を図ります。	3	3	多様な資料や情報を収集し、提供するとともに、図書館のICT化を進め、読書環境を整え、今後も継続した市民の生涯学習を支えるため。	変更なし

子どもの読書環境の充実	文化スポーツ課 文化推進課	子ども読書空間「ブックキャンプ」の活用等を通じて、子どもの自主的な読書活動を推進し、子どもの読解力向上につなげます。また、市立図書館と学校が連携し、子どもや教師が学校図書室を効果的に利用できる環境を整えます。	3	3	子どもの自主的な読書活動を推進し、子どもの読解力向上につなげることや、市立図書館と学校が連携し、子どもや教師が学校図書室を効果的に利用できる環境を、今後も継続して整えるため。	変更なし
文化芸術活動の推進	文化スポーツ課 文化推進課	多くの市民が文化芸術活動に参加できるよう文化芸術事業を展開します。また、文化芸術団体の活動を支援するとともに、市民の文化芸術活動の促進に向けて連携を図ります。	3	3	継続的な事業実施のために、関係機関が連携した実施体制の構築が、今後も継続して必要なため。	変更なし

基本目標Ⅰ 人づくり

③地域福祉の担い手の育成・確保を推進します。

施策	担当課	内容	①評価	②検証	③検証理由	④内容(修正後)
市民・ボランティアによる地域福祉活動の推進	福祉課※ 障害者支援課※	地域活動を支援することにより、市民相互の助け合いや交流の場を広げ、共に支え合う地域社会づくりを推進します。また、地域において障害のある人と関わることにより、障害に対する社会全体の理解を深めます。	3	3	障害への理解を促し地域での協力体制を構築することや福祉ボランティアの養成と確保は必要であり、今後も継続する。	変更なし
福祉人材の育成・確保	福祉課※ 障害者支援課※	療育に直接携わる保育士や保健師をはじめ、障害のある子どもに関わる機関の職員が専門的な研修を受けることにより、障害への理解を深め、適切な指導・助言をしていくための指導力の向上を図ります。また、障害福祉に関わる職員などに研修を開催し、資質向上や人材育成を図ります。	3	3	療育に携わる職員の指導力向上や障害福祉に関わる職員等の資質向上、人材育成は必要であり、今後も継続する。	変更なし
(再掲)多様な生きがいづくりへの支援	高齢者支援課※	高齢者の多様なニーズに応じた活動の場を提供するとともに、より多くの高齢者が積極的に参加できるよう、機会の充実に努めます。また、団塊の世代が高齢期を迎えるのを見据え、地域における生活支援サービスの担い手となることも視野に入れた、ボランティアの養成の充実に努めます。	3	3	各関係団体等と連携し、今後も継続して積極的に高齢者が活動できる場を提供する。	変更なし
認知症施策の推進	高齢者支援課※	認知症になってもできる限り住み慣れた環境で自分らしく暮らし続けることができるよう、認知症に対する正しい理解の促進に向けた活動を行うとともに、早期発見・早期対応につながるよう、高齢者あんしん相談センター（地域包括支援センター）や認知症初期集中支援チームなどと連携し、認知症に対する総合的な支援に努めます。	3	3	あんしん相談センターや認知症初期集中支援チームと今後も連携し、認知症に対する総合的な支援を継続する。	変更なし
教育・保育の質の向上	子ども未来課※	保育士について、人材確保と専門性の向上に努めるとともに、子どもの読解力向上に取り組みます。	3	3	保育士の専門性向上のため、年間計画の基づき、年代に必要な力を身につけるため、階層別研修を今後も継続して行っていく。	変更なし

地域協働による子育て支援の充実	子ども未来課※ 子育て支援課	子育てサークルへの支援をするとともに、児童センターにおける地域活動クラブ事業、子ども未来園の園庭開放など、地域活動事業を推進します。	3	3	・地域のボランティア団体として、子どもの活動に関心を持ち、子どもたちのために活動時間も惜しまず活動が続いているため、今後も継続していく。	変更なし
	子ども未来課		3	3	園庭開放により、未就園の親子が在園児の様子や保育士の保育の様子などを直接見たり、相談することで、保護者の育児不安の解消につながることから今後も継続して実施していく。	
(再掲) 児童の健全育成の充実	子ども未来課※ 子育て支援課	子どもの健やかな育ちのために、地域の教育力を活用した講座の開催や子供会の育成、魅力ある児童センターの運営などに取り組みます。	3	3	・子どもたちが楽しめる講座やクラブ、体操教室を実施していくことで、異年齢での関りや地域の方との関りを持つことができ、子どもたちの健やかな育成につながるため、今後も継続していく。	変更なし
自殺対策に係る人材の確保、養成、資質の向上	健康推進課※	ゲートキーパーなどの人材の育成、地域の見守り体制を強化します。	4	3	事業計画に沿って、市民向け、職員向け、民生委員向けに実施した。 R5:3回実施 市民向け2回24名 職員向け33名 計57名 R6:2回実施 市民向け20名、職員向け23名 計43名 R7:9月末まで未実施。10月以降3回実施予定。	変更なし
(再掲) 健康的な生活習慣の実践	健康推進課※	一生涯健康でいきいきと過ごすために、運動についての意識を高め、ライフスタイルに適した運動習慣を身につけ、継続できるよう、運動・身体活動に関する知識の普及啓発を行います。また、いつでも、どこでも、誰でも、運動する機会が確保できるよう、地域と連携した環境づくりを進めます。	3	3	筋力トレーニングやピラティス、ウォーキングの講座を行い、運動に関する知識の普及啓発を行っている。 市内各所にウォーキングコースを設定し、そのコースを健康づくり推進員と一緒に歩く事業を行っている。 体力チェックを地域で行っており、今後も継続していく。	変更なし
青少年の悩み相談の充実と支援	文化スポーツ課 文化推進課	青少年一人ひとりの状況に応じた相談を行うとともに、支援者のための研修会を実施します。	3	3	青少年の悩みは多岐にわたっており、相談はすぐには完結するものではないので、今後も継続して、本人や保護者、支援者に支援をするため。	変更なし
救急・救助体制の充実	消防署	地域防災力の要となる消防団員の人員確保に努め、地域の消防・防災リーダーとしての人材養成を図ります。また、消防庁舎の機能維持や更新、消防資機材の計画的な整備、更新を進めるとともに、防火水槽や消火栓等の消防水利の充実を図ります。	4	3	複雑多様化する災害に対応するため、高度で専門的な知識・技術を学び、組織として対応能力を向上させる必要がある。 研究実績から、市民による応急手当の重要性は公然の事実であり、応急手当を普及させることは消防の責務である。	変更なし

基本目標Ⅰ 人づくり

④ボランティア意識を醸成し、地域福祉活動を支援します。

施策	担当課	内容	①評価	②検証	③検証理由	④内容(修正後)
障害者団体への支援	福祉課※ 障害者支援課※	市内の各障害者団体に対し、公共施設や福祉バスを貸出し、活発な団体活動を支援します。また、各障害者団体に補助金を交付するとともに、各種イベントの実施を委託することにより、社会参加の推進を図ります。	3	3	障害者団体の活動の活性化を図り、障害者の社会参加の促進は今後も必要であり、継続していく。	変更なし
(再掲) 市民・ボランティアによる地域福祉活動の推進	福祉課※ 障害者支援課※	地域活動を支援することにより、市民相互の助け合いや交流の場を広げ、共に支え合う地域社会づくりを推進します。また、地域において障害のある人と関わることにより、障害に対する社会全体の理解を深めます。	3	3	障害への理解を促し地域での協力体制を構築することや福祉ボランティアの養成と確保は必要であり、今後も継続する。	変更なし
市民活動、地域活動の支援及び協働の促進	地域協働課	基礎的コミュニティである地域活動の支援を強化すると共に、地域の課題解決や価値の創造に向けた取組みを支援します。また、市民活動や地域活動の支援、多様な主体による協働を促進するため、つながる拠点としての協働プラザ事業を進めていきます。	3	3	地域活動団体の支援について、強化に向けた支援策を検討しているところである。また、協働プラザ事業は、支援が受けられる場所としてさらに周知・活用が必要であることから、現状維持とする。	変更なし
多文化共生の地域づくり	地域協働課 多様性社会推進課	多文化共生社会の実現に向け、意識啓発活動や日本人と外国人の交流機会の創出、推進体制の整備等を進めます。	3	3	増加する外国人市民が日本人市民とともに暮らすために多文化共生社会の実現は必須であり、今後も継続する。	変更なし
地域中心の公園管理	土木管理課	身近な公園では、日常管理を地域の町内会等に委託することで、愛着や関心を持ってもらい、地域コミュニティの場として活用されるよう推進します。	3	3	令和8年度からは町内会等委託の継続又は市管理へ移行するかの意向調査・回答結果に基づき公園管理方法を変更し、引き続き適正な公園管理を実施するため。	変更なし
市民と観光客の共存・調和の推進	観光課	観光分野に関わる市民が増え、おもてなしの向上や受入体制が整う中で、観光地としての魅力を高めるとともに、市民と観光客の共存・調和を実現します。	3	3	コンテンツ造成は今後の観光と市民の調和を図るために必要な事業であり、魅力ある犬山を発信し続けるためには継続して実施していく必要がある。	変更なし

基本目標Ⅱ 場づくり

①地域ニーズの把握と地域資源の創出及び活動の継続を促進します。

施策	担当課	内容	①評価	②検証	③検証理由	④内容(修正後)
高齢者の見守り支援体制の充実	高齢者支援課※	高齢者がそれぞれの状況に応じて、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、また、介護者に対する支援の観点からも、生活支援・見守り体制の充実を図ります。	3	3	犬山市と協定を結んだ50事業所との連携し、地域での見守りを継続している。	変更なし
在宅生活を支える体制整備	高齢者支援課※	ひとり暮らしの高齢者などで、支援が必要になった場合でも自立した生活ができるよう、高齢者のニーズに応じた多様なサービス提供に向けた体制の構築を推進します。	3	3	高齢者タクシー料金助成について、R6年度から新たに75歳から84歳までに対象者を広げたことと、令和7年度から85歳以上の住民税非課税世帯を対象に、利用料金助成として500円チケット（最大24枚で12,000円分）を配布した。	変更なし
（再掲）市民活動、地域活動の支援及び協働の促進	地域協働課	基礎的コミュニティである地域活動の支援を強化すると共に、地域の課題解決や価値の創造に向けた取組みを支援します。	3	3	地域活動団体の支援について、強化に向けた支援策を検討しているところである。また、協働プラザ事業は、支援が受けられる場所としてさらに周知・活用が必要であることから、現状維持とする。	変更なし
空き家の適切な管理	都市計画課	空き家バンクの啓発や住宅相談等を行い、空き家の利活用を促します。また、空き家の適正な管理を所有者に促し、地域の安全・安心の確保や生活環境の保全を図ります。	3	3	空家等対策計画に記載し、推進していくとしている内容であるため、今後も継続していく。	変更なし
公共交通ネットワークの形成	防災交通課	「地域にとって望ましい地域旅客運送サービスの姿」を明らかにし、まちづくりと連携した公共交通ネットワークの構築を図ります。	3	3	「地域にとって望ましい地域旅客運送サービスの姿」を明らかにし、まちづくりと連携した公共交通ネットワークの構築を図ることは必要であり、今後も継続する。	変更なし
文化財の保存、活用の推進	歴史まちづくり課	犬山市文化財保存活用地域計画に基づき、地域ぐるみで市内の歴史文化資源の調査や保存・活用、継承に取り組み、地域の魅力向上につなげます。特に、犬山城においては、門・橋の復元、堀・切岸の整備・公開、天守の防災対策強化等、価値の顕在化と魅力向上につながる取組みを強化します。	3	3	・「犬山市文化財保存活用計画」に基づく歴史文化ぶらっとフォームの活動を継続して実施できているため。 ・犬山城の整備の基本方針を取りまとめた「史跡犬山城跡整備基本計画」の策定を令和7年6月に完了した。また、防災対策の方針を定めた「犬山城防災対策計画」の策定も、令和7年度中に完了する見込みであるため。	変更なし
歴史・文化に関する自主的活動の支援	歴史まちづくり課	団体が実施する市内文化財施設での企画展示、情報発信、関連イベント等の開催を支援し、地域の魅力発信につなげます。また、文化財の保存、調査研究、町並み保存等を進めるにあたり、関係団体との連携を図るとともに、団体同士が交流する場を設けます。	3	3	・歴史文化の継承や地域の魅力発信のため、関係団体と連携して文化財の保存・活用を進める必要があり、今後も活動の支援を継続する。	変更なし

滞在・体験型観光の充実	観光課	宿泊施設の充実や多様な体験コンテンツを提供することで、宿泊者数を増やします。	3	3	コンテンツ造成は今後の観光と市民の調和を図るために必要な事業であり、魅力ある犬山を発信し続けるためには継続して実施していく必要がある。	変更なし
資源発掘・創造ブランド形成	観光課	すでにある資源を磨き上げるとともに、新たな資源を発掘・創造することで、犬山観光のブランド力と魅力を高めます。	3	3	市民に地元愛を醸成する上で、鶯飼に親しんでもらう事業は今後も必要な事業ととらえており、継続した事業実施が必要である。	変更なし

基本目標Ⅱ 場づくり

②多世代・多文化交流や障害者の居場所づくりを支援します。

施策	担当課	内容	①評価	②検証	③検証理由	④内容(修正後)
就労移行支援	福祉課※ 障害者支援課※	公共職業安定所（ハローワーク）や障害者職業センターなどの関係機関と連携し、障害者雇用の周知と促進を図ります。また、一般就労への訓練として、障害福祉サービスの就労移行支援事業の利用促進を図ります。	4	3	関係機関と連携し障害者雇用の促進と、一般就労への訓練は必要であり、今後も継続する。	変更なし
働く場の確保と就労継続支援	福祉課※ 障害者支援課※	障害のある人に市の実施する業務を委託し、福祉的就労を支援します。また、一般就労が困難な障害のある人の福祉的就労の場として、障害福祉サービスの就労継続支援事業の利用促進を図ります。	4	3	一般就労が困難な障害者の福祉的就労の場は必要であり、今後も継続する。	変更なし
就労定着支援	福祉課※ 障害者支援課※	障害のある人が就労移行支援などから一般就労に定着できるよう支援します。	4	3	障害者が福祉的就労から一般就労し定着していくことは必要であり、今後も継続する。	変更なし
(再掲) 障害児施策の充実	子ども未来課※	子どもの成長とともに、各々のステージに合わせた療育や支援の体制を構築し関係機関と連携して子どもの発達を支えるとともに、保護者への支援の充実を図ります。	3	3	年々、増加傾向にある障害児とその保護者を支援するため、今後も関係機関と連携を図り支援の充実を図る必要がある。	変更なし
	子育て支援課		3	3	(子育て支援課回答分) ・支援を必要としている児、保護者が安心できる場で支援を受けることができるため、今後も継続する。	
外国人家庭への支援の充実	子ども未来課※	コミュニティ通訳者の配置や外国語自動翻訳機などの活用により、日本で安心して子どもを育てられる環境づくりを進めます。	3	3	外国籍の保護者は年々増加傾向にあるため、今後も通訳派遣や電話通訳、スマホのアプリを活用していく。	変更なし

(再掲) 社会生活を営むために必要な機能の維持向上	健康推進課※	子どもの発達段階に応じた情報の提供と相談体制の充実を図り、子どもから健全な生活習慣を身につけるための取り組みを進めます。また、地域で子育てを支援するための人材育成や環境づくりを推進し、子育て家庭の孤立化や虐待を予防します。	3	3	事業の周知等の工夫により参加率を向上させるとともに、子育てを取り巻く関係機関と連携の上、より効果的な事業を実施するため、今後も継続実施が必要。	変更なし
(再掲) 多文化共生の地域づくり	地域協働課 多様性社会推進課	多文化共生社会の実現に向け、意識啓発活動や日本人と外国人の交流機会の創出、推進体制の整備等を進めます。	3	3	増加する外国人市民が日本人市民とともに暮らすために多文化共生社会の実現は必須であり、今後も継続する。	変更なし
各事業を通じた交流の促進	地域協働課	様々な教室やイベントの開催や事業の実施を通じて、地域内外や分野を超えた交流 活動の促進を図ります。	4	3	各地区にて、様々なイベント(夏祭りなど)を実施しており、幅広い世代の地域交流が実施できている。 また、協働プラザ事業においても、市民活動団体や地域活動団体など多様な人材による社会的活動を振興し、今後も協働や交流活動の機会を促進していくため、継続する。	変更なし
	地域協働課 多様性社会推進課		3	3	各種教室やイベントを開催することで外国人市民の社会参画を促し、日本人市民との共生の足がかりとなるため、今後も継続する。	
個人に応じた環境整備	学校教育課	特別支援教育支援員や特別支援教育助員を配置し、学校に通うあらゆる子どもが教育を受けられる体制づくりに努めるとともに、学校とは異なる居場所をつくり、学校に通うだけではない新しい生き方を認め、社会的自立を支援します。	3	3	特別な支援が必要な児童生徒が増えている中で、学校に通う子どもの環境を整えている。また、教育支援センターに通う子どもも増えており、令和7年9月からは「わいわい」を新たな場所に移し、過ごしやすい環境を整えた。今後も継続していく。	変更なし
(再掲) 文化芸術活動の推進	文化スポーツ課 文化推進課	多くの市民が文化芸術活動に参加できるよう文化芸術事業を展開します。また、文化芸術団体の活動を支援するとともに、市民の文化芸術活動の促進に向けて連携を図ります。	3	3	継続的な事業実施のために、関係機関が連携した実施体制の構築が、今後も継続して必要のため。	変更なし
(再掲) 地域中心の公園管理	土木管理課	身近な公園では、日常管理を地域の町内会等に委託することで、愛着や関心を持ってもらい、地域コミュニティの場として活用されるよう推進します。	3	3	令和8年度からは町内会等委託の継続又は市管理へ移行するかの意向調査・回答結果に基づき公園管理方法を変更し、引き続き適正な公園管理を実施するため。	変更なし

魅力ある公園づくり	土木管理課	官民連携手法等により利活用の可能性を模索し、魅力ある公園として市民に親しまれる憩いの場の形成を図ります。	3	3	令和7年度にモデルケースとなる公園の再整備を行い、その効果検証を行う。 また、再整備内容についてパンフレットを作成し、各町内会等に配布し再整備要望の集計・整備要望の内容を精査する。 令和10年度以降より順次再整備を進めていくため。	変更なし
農業にふれ親しむ機会の確保	産業課	農業にふれ親しむ機会として、市民農園や子ども大学農業学部、プランター講座等の充実を図ります。また、講師や講座参加者たちの交流を促し、生産者ネットワークの構築を推進します。	3	2	市民等が農業にふれあう機会を創出するため、市民農園や農業体験などの取組は必要であり、継続していくが、子ども大学農業学部（H30～R7）、プランター講座（R5, R6）は、講師（JA）の継続辞退申出により、現状どおりの継続が困難なため。	農業にふれ親しむ機会として、市民農園や農業体験等の取組の充実を図ります。また、講師や講座参加者たちの交流を促し、生産者ネットワークの構築を推進します。
新たな交流施設の整備と買い物等の利便性の向上	産業課	橋爪・五郎丸地区と国道41号沿線において、市民の暮らしの豊かさが向上し、来訪者にとっても魅力が高まる場となるような新たな交流施設を整備するとともに、その周辺における民間商業開発の促進や都市計画マスタープランにおいて「商業集積ライン」としている幹線道路での沿道商業施設の立地を通じて、市民の買い物等の利便性の向上を図ります。	3	3	商業集積ラインの位置づけによる商業施設の立地促進は一定の成果が出ているため。	変更なし
	都市計画課		3	3	都市計画マスタープランに記載し、推進していくとしている内容であるため、今後も継続していく。	

基本目標Ⅱ 場づくり

③参加の機会や働く場を広げ、社会活動を促進します。

施策	担当課	内容	①評価	②検証	③検証理由	④内容(修正後)
専門機関での療育・教育の実施	福祉課※	就学前の療育機関である児童発達支援事業所において障害のある子どもや特別な支援を要する子どもに対し、適切な指導と発達支援を行います。また、就学後には特別支援教育の充実を図り、障害を持つ児童・生徒の自立を支援します。	3	3	早期療育や特別支援教育、青少年支援教育等は必要であり、今後も継続する。	変更なし
就業機会の充実	高齢者支援課※	高齢者が培ってきた知識や技能を活かし、労働力の担い手として活動できるよう、シルバー人材センターと連携しながら、高齢者の就労に対する理解促進、就業機会の提供、就業に関する情報提供に努めます。	3	3	シルバー人材センターと今後も連携しながら就業機会の提供や情報提供に今後も努める。	変更なし
地域活動の奨励・支援	高齢者支援課※	高齢者のニーズを捉えながら、シニア世代を対象とした講座やイベントの開催、老人クラブの活性化など、高齢者の知識や経験を活かした活動を支援します。	3	3	老人クラブ事務局と、連絡調整しながら、介護予防の視点からも活動を支援しながら各種イベントや講座を今後も継続する。	変更なし
(再掲) 家庭・地域における男女共同参画の推進	子ども未来課※ 子育て支援課	子育て家庭にとって魅力的なまちにするため、女性の多様な働き方や就労に向けた情報収集の場や子育てなどの情報提供の場を整えます。	3	3	・子育てをしながら女性が働くときの不安や悩み、ステップアップしていくときに起こりうるトラブルや家庭の問題等を題材に講座を行うことで、子育て世代の女性の女性の応援ができるため、今後も継続していく。	変更なし

(再掲) 各事業を通じた交流の促進	地域協働課	様々な教室やイベントの開催や事業の実施を通じて、地域内外や分野を超えた交流 活動の促進を図ります。	4	3	各地区にて、様々なイベント(夏祭りなど)を実施しており、幅広い世代の地域交流が実施できている。 また、協働プラザ事業においても、市民活動団体や地域活動団体など多様な人材による社会的活動を振興し、今後も協働や交流活動の機会を促進していくため、継続する。	変更なし
	地域協働課 多様性社会推進課		3	3	各種教室やイベントを開催することで外国人市民の社会参画を促し、日本人市民との共生の足がかりとなるため、今後も継続する。	
(再掲) ジェンダー平等の推進	地域協働課 多様性社会推進課	性別等にかかわらず、誰もが個性と能力を発揮し、活躍できる社会を形成するため、男女共同参画社会やLGBTQに対する理解と必要性に関する意識啓発を実施します。また、政策・方針決定過程における女性の参画及びワークライフバランスの実現を推進し、女性の活躍の場を広げていきます。	3	3	ジェンダー平等の推進には、性差別意識や固定的な性別役割分担意識の解消、性的少数者についての理解促進が重要であるため、これらの取組を今後も継続する。	変更なし
(再掲) 市民活動、地域活動の支援及び協働の促進	地域協働課	基礎的コミュニティである地域活動の支援を強化すると共に、地域の課題解決や価値の創造に向けた取組みを支援します。また、市民活動や地域活動の支援、多様な主体による協働を促進するため、つながる拠点としての協働プラザ事業を進めていきます。	3	3	地域活動団体の支援について、強化に向けた支援策を検討しているところである。 また、協働プラザ事業は、支援が受けられる場所としてさらに周知・活用が必要であることから、現状維持とする。	変更なし
農業者の確保、育成	産業課	関係団体等と連携し、農業者同士のつながりを助けながら、後継者や新規就農者の確保・育成を図ります。また、農福連携等の新しい農業の取り組みを促進します。	3	3	農業従事者が減少傾向である中、JAや県等の関係団体と連携し、農福連携等を含む多様な農業の担い手を確保・育成する取り組みは引き続き必要であるため。	変更なし
農地の活用	産業課	農地のより効率的な利用を促進するため、農地の集積集約化を推進します。また、耕作放棄地の実態や農業者の意向を把握し、発生防止に努めます。	3	3	農業従事者の高齢化や後継者不足により、管理が困難になる農地は増加傾向にあると推測され、今後も継続して取り組む必要があるため。	変更なし
創業・起業への支援	産業課	関係機関と連携し、犬山市内での創業・起業を支援します。	3	3	創業に対して一定の成果が出ているため。	変更なし
製造業の企業立地促進	産業課	民間事業者と連携し、産業集積誘導エリアの拡大等を踏まえ、同エリア等へ製造業の企業立地を促進します。	3	3	産業集積誘導エリアの拡大に対して、一定の成果が出ているため。	変更なし

企業誘致等の推進	産業課	県や関係機関と連携し、優良な企業や事業者の誘致に取り組みます。	3	3	企業の立地に対して、一定の成果が出ているため。	変更なし
中小企業者支援体制の充実	産業課	関係機関と連携し、中小企業者への相談体制及び支援制度の充実を図ります。	3	3	中小企業者への相談体制と支援に対して、一定の成果が出ているため。	変更なし
(再掲) 新たな交流施設の整備と買い物等の利便性の向上	産業課	橋爪・五郎丸地区と国道41号沿線において、市民の暮らしの豊かさが向上し、来訪者にとっても魅力が高まる場となるような新たな交流施設を整備するとともに、その周辺における民間商業開発の促進や都市計画マスタープランにおいて「商業集積ライン」としている幹線道路での沿道商業施設の立地を通じて、市民の買い物等の利便性の向上を図ります。	3	3	商業集積ラインの位置づけによる商業施設の立地促進は一定の成果が出ているため。	変更なし
	都市計画課		3	3	都市計画マスタープランに記載し、推進していくとしている内容であるため、今後も継続していく。	変更なし
マッチング機会の提供	産業課	関係機関や企業、近隣市町と連携し、企業と就職を希望する人とのマッチングを支援します。	3	3	企業と就職を希望する人とのマッチングの支援に対して、一定の成果が出ているため。	変更なし
域内循環型の観光産業確立	観光課	宿泊・飲食・購入・体験等に、市域内の様々な事業者が関わり、利益を上げる仕組みを構築し、観光産業の域内循環を進めます。	3	3	域内循環型の観光についても、市内活性化のためには必要な取組みであるため、継続した地元産品の調達率向上に向けた取組みを推進していく必要がある。	変更なし

基本目標Ⅱ 場づくり

④社会福祉法人や企業、教育機関などの地域貢献を促進します。

施策	担当課	内容	①評価	②検証	③検証理由	④内容(修正後)
ワーク・ライフ・バランスの推進	子ども未来課※	企業への育児期間における就業環境整備を働きかけるとともに、男女がともに家事・育児に積極的にかかわることのできる環境整備に努めます。	3	3	子育て支援センターや市のHP等を通じて、子ども未来園や保育サービス等の紹介を継続して発信していく。	変更なし
市民の健康を支え、守る環境づくり	健康推進課※	運動施設や運動場などを持つ企業と連携し、運動ができる場所を増やしたり、地域ぐるみで健康を支え、守るための環境整備を支援します。	3	3	ウォーキングコースの周知や健康いぬやま応援メニュー事業の推進、日常的に立ち寄る場所であるスーパーでの健康イベントを実施しており、今後も継続する。運動施設を持つ企業との連携は引き続き協議をする。	変更なし

(再掲) 時代に合った生涯学習支援体制の確立	文化スポーツ課 文化推進課	「市民総合大学」を幅広い分野で開催するとともに、子どもの豊かな情緒と生きる力を育むため、体験型講座「子ども大学」を充実します。また、自治体間、さらには市内のNPOや公共的団体、関係機関や地域との連携や協力関係を深め、より広範な学習情報を提供し、時代にあった一人ひとりの学習機会の選択の幅を広げて、より良い生涯学習の支援体制づくりに生かしていきます。	3	3	さまざまな機関と協力し、多様な分野の学習機会を提供するなどして、今後も継続した市民の生涯学習を支えるため。	変更なし
(再掲) 市民活動、地域活動の支援及び協働の促進	地域協働課	基礎的コミュニティである地域活動の支援を強化すると共に、地域の課題解決や価値の創造に向けた取組みを支援します。また、市民活動や地域活動の支援、多様な主体による協働を促進するため、つながる拠点としての協働プラザ事業を進めていきます。	3	3	地域活動団体の支援について、強化に向けた支援策を検討しているところである。また、協働プラザ事業は、支援が受けられる場所としてさらに周知・活用が必要であることから、現状維持とする。	なし
市内企業、事業者の流出防止	産業課	市内で操業する企業、事業者により設備投資の支援などを通じて、企業、事業者の市外流出の防止を図ります。	3	3	補助金の活用により、市内企業の市外流出防止に一定の成果が出ているため。	変更なし
(再掲) 農業者の確保、育成	産業課	関係団体等と連携し、農業者同士のつながりを広げながら、後継者や新規就農者の確保・育成を図ります。また、農福連携等の新しい農業の取組みを促進します。	3	3	農業従事者が減少傾向である中、JAや県等の関係団体と連携し、農福連携等を含む多様な農業の担い手を確保・育成する取組みは引き続き必要であるため。	変更なし
(再掲) 創業・起業への支援	産業課	関係機関と連携し、犬山市内での創業・起業を支援します。	3	3	創業に対して一定の成果が出ているため。	変更なし
(再掲) マッチング機会の提供	産業課	関係機関や企業、近隣市町と連携し、企業と就職を希望する人とのマッチングを支援します。	3	3	企業と就職を希望する人とのマッチングの支援に対して、一定の成果が出ているため。	変更なし
(再掲) 製造業の企業立地促進	産業課	民間事業者と連携し、産業集積誘導エリアの拡大等を踏まえ、同エリア等へ製造業の企業立地を促進します。	3	3	産業集積誘導エリアの拡大に対して、一定の成果が出ているため。	変更なし
(再掲) 企業誘致等の推進	産業課	県や関係機関と連携し、優良な企業や事業者の誘致に取り組めます。	3	3	企業の立地に対して、一定の成果が出ているため。	変更なし
(再掲) 中小企業者支援体制の充実	産業課	関係機関と連携し、中小企業者への相談体制及び支援制度の充実を図ります。	3	3	中小企業者への相談体制と支援に対して、一定の成果が出ているため。	変更なし

新たな交流施設の整備と買い物等の利便性の向上	産業課	橋爪・五郎丸地区と国道41号沿線において、市民の暮らしの豊かさが向上し、来訪者にとっても魅力が高まる場となるような新たな交流施設を整備するとともに、その周辺における民間商業開発の促進や都市計画マスタープランにおいて「商業集積ライン」としている幹線道路での沿道商業施設の立地を通じて、市民の買い物等の利便性の向上を図ります。	3	3	商業集積ラインの位置づけによる商業施設の立地促進は一定の成果が出ているため。	変更なし
	都市計画課		3	3	都市計画マスタープランに記載し、推進していくとしている内容であるため、今後も継続していく。	変更なし
(再掲) 公共交通ネットワークの形成	防災交通課	「地域にとって望ましい地域旅客運送サービスの姿」を明らかにし、まちづくりと連携した公共交通ネットワークの構築を図ります。	3	3	「地域にとって望ましい地域旅客運送サービスの姿」を明らかにし、まちづくりと連携した公共交通ネットワークの構築を図ることは必要であり、今後も継続する。	変更なし
(再掲) 空き家の適切な管理	都市計画課	空き家バンクの啓発や住宅相談等を行い、空き家の利活用を促します。また、空き家の適正な管理を所有者に促し、地域の安全・安心の確保や生活環境の保全を図ります。	3	3	空家等対策計画に記載し、推進していくとしている内容であるため、今後も継続していく。	変更なし

基本目標Ⅲ しくみづくり

①安心して安全に暮らせるまちづくりを推進します。

施策	担当課	内容	①評価	②検証	③検証理由	④内容(修正後)
バリアフリー化の推進	福祉課※ 障害者支援課※	障害のある人や高齢者を含め、すべての人が安全に安心して生活し、社会参加できるよう、道路などの維持管理やバリアフリー化を進めます。また、誰もが快適に利用でき、親しめる環境を整備するため、公共交通機関や公園、広場の整備、公共施設のバリアフリー化を推進します。さらに、観光公衆トイレなどについても、誰もが利用しやすいようユニバーサルデザインに配慮して整備します。	3	3	道路や公園、公共施設等のバリアフリー化は必要であり、今後も継続する。	変更なし
防犯・交通安全対策	福祉課※ 障害者支援課※	防犯活動に自主的に取り組む団体などを支援し、地域のなかで障害のある人を見守る体制づくりを進めていきます。また、障害特性などに配慮した交通安全対策を推進します。	3	3	地域の障害者の見守る体制づくり等は必要であり、今後も継続する。	変更なし
防災対策・災害時支援	福祉課※	災害時に被害を最小限に抑え、障害のある人が安全に避難できるよう、防災訓練の実施や地域での支援体制づくりを進めます。また、高齢者や障害のある人などの避難行動要支援者のために特別な配慮がなされた福祉避難所の環境整備を進めます。	3	3	防災訓練や地域での防災体制の強化は必要であり、今後も継続する。	変更なし
生活支援福祉施策	高齢者支援課※	ひとり暮らし高齢者などが住み慣れた地域での生活を継続するための支援を行います。	3	3	見守り支援等の事業を継続しながら、住み慣れた地域で生活を継続できる事業を、今後も継続する。	変更なし
安心して子育てできる環境整備	子ども未来課※ 子育て支援課	公園施設の適正な管理や多子・多胎児への支援事業を展開し、子育て環境の整備を推進します。	3	3	・地域の子の公園として必要なため。	変更なし
関係機関の連携による社会全体の自殺リスクの低下	健康推進課※	居場所づくりを促進することで、SOSを発信している人の存在に気づき、声掛けや見守りなどつながりがある地域の形成に努めます。また、精神科医療、保健、福祉などの諸施策の連動性を向上させるとともに、生活困窮者への自立支援を行うことで、自殺リスクの軽減に努めます。	3	3	各所相談窓口で実施できている。	変更なし
(再掲) 社会生活を営むために必要な機能の維持向上	健康推進課※	子どもの発達段階に応じた情報の提供と相談体制の充実を図り、子どものころから健全な生活習慣を身につけるための取り組みを進めます。また、地域で子育てを支援するための人材育成や環境づくりを推進し、子育て家庭の孤立化や虐待を予防します。	3	3	事業の周知等の工夫により参加率を向上させるとともに、子育てを取り巻く関係機関と連携の上、より効果的な事業を実施するため、今後も継続実施が必要。	変更なし

(再掲) 健康的な生活習慣の実践	健康推進課※	一生涯健康でいきいきと過ごすために、運動についての意識を高め、ライフスタイルに適した運動習慣を身につけ、継続できるよう、運動・身体活動に関する知識の普及啓発を行います。また、いつでも、どこでも、誰でも、運動する機会が確保できるよう、地域と連携した環境づくりを進めます。	3	3	筋力トレーニングやピラティス、ウォーキングの講座を行い、運動に関する知識の普及啓発を行っている。 市内各所にウォーキングコースを設定し、そのコースを健康づくり推進員と一緒に歩く事業を行っている。 体力チェックを地域で行っており、今後も継続していく。	変更なし
(再掲) 市民の健康を支え、守る環境づくり	健康推進課※	運動施設や運動場などを持つ企業と連携し、運動ができる場所を増やしたり、地域ぐるみで健康を支え、守るための環境整備を支援します。	3	3	ウォーキングコースの周知や健康いぬやま応援メニュー事業の推進、日常的に立ち寄る場所であるスーパーでの健康イベントを実施しており、今後も継続する。	変更なし
こころの健康を支援する環境の整備	健康推進課※	こころの健康関係の各種相談体制の充実に努めます。	3	3	各所相談窓口で実施できている。	変更なし
(再掲) 個人に応じた環境整備	学校教育課	特別支援教育支援員や特別支援教育助員を配置し、学校に通うあらゆる子どもが教育を受けられる体制づくりに努めるとともに、学校とは異なる居場所をつくり、学校に通うだけではない新しい生き方を認め、社会的自立を支援します。	3	3	特別な支援が必要な児童生徒が増えている中で、学校に通う子どもの環境を整えている。また、教育支援センターに通う子どもも増えており、令和7年9月からは「わいわい」を新たな場所に移し、過ごしやすい環境を整えた。今後も継続していく。	変更なし
施設の計画的な維持管理・更新	学校教育課	校舎等学校施設の維持管理・更新を計画的に進めます。	3	3	施設が老朽化する中で、児童生徒の安全確保のため、優先順位を付け施設営繕を進めている。少しでも早く環境を改善する調整を進めながら継続的に実施していく。	変更なし
児童の登下校時の安全確保	学校教育課	通学路の危険箇所について、交通指導員の配置や啓発看板を設置し、安全対策を図ります。また、通学路に関するPTA要望や合同点検による懸案箇所について、通学路交通安全プログラムに基づく整備を進めます。	3	3	通学路安全対策連絡協議会や学校からの改修要望ヒアリングなどで、関係機関と状況を共有し、安全性を少しでも高められるよう努めていく必要があり、今後も継続する。	変更なし
	土木管理課		3	3	「通学路交通安全プログラム」による計画（第2期）に基づき、グリーンベルトやカラー舗装などの安全対策整備を進め、安全で安心な通学路を確保するため。	
	防災交通課		3	3	通学路の危険箇所について、交通指導員の配置や啓発看板を設置し、安全対策を図る。また、通学路に関するPTA要望や合同点検による懸案箇所について、通学路交通安全プログラムに基づく整備を継続して進める必要があり、今後も継続する。	

消費者の保護・育成	産業課	消費者がトラブルに巻き込まれないような、啓発活動や講座を開催するとともに、消費者トラブル等に巻き込まれたときのための相談体制を整えます。	3	3	消費者相談体制、消費者教育体制について、現状の体制で十分な成果を得ているため。	変更なし
土地改良施設改修	整備課	土地改良施設（用排水路やため池等）の改修を進めます。また、施設の維持管理に対する地元要望を把握し、地域と協議しながら用水施設の機能確保に努めます。	3	3	土地改良施設の機能確保のため、維持管理に対する地元要望を把握し、地域と協議改修を行いながら今後も継続していく。	変更なし
	土木管理課		3	3	限られた財源内で効率よく維持管理を行い、土地改良施設の機能を維持するため。	
景観・インフラの整備	観光課	犬山城下町、木曾川河畔、栗栖地区をはじめとして、それぞれのエリアの価値を複合的に高めることができるよう、空間の整備を進めます。	3	3	かわまちづくり計画が具体的な整備として進み始めていくため、河川空間の整備事業について継続して推進していく必要がある。	変更なし
水道施設の更新、適切な維持管理	水道課	現行の料金体系を維持しつつ、水道施設について、計画的に更新と耐震化を行うとともに、適切な維持管理を進めます。また、管路漏水調査を計画的に行い、漏水箇所の修繕により有収率の向上を図ります。	2	2	令和2年度策定の経営戦略における収支見直し及びそれに基づく料金計算結果と、その後の急激な物価高による支出実績とが大きく乖離し、令和8年度からの県営水道に支払う料金の2回目の値上げ等、今後の支出増を見通して、水道料金のあり方を含め収支計画の見直しが必要となっている。	水道料金は3～5年毎に見直すよう水道法で定められており、料金の維持又は改定の決定はその都度行うものであり、地域福祉計画期間を通じてあらかじめ決定することは本来できないものであることから、表現を見直し「現行の料金体系を維持しつつ、」を削除。
安全で便利な道路網の形成	整備課	都市計画道路の整備や幅員の狭い道路の拡幅整備を計画的に進めます。また、都市計画道路の長期未整備区間については、その必要性、実現性等を考慮した機能変更等の見直しを検討します。	3	3	都市計画道路の整備や幅員の狭い道路の拡幅整備道路整備によって地域福祉の向上が期待できることから、今後も継続していく。	変更なし
雨水排水路整備	整備課	雨水排水路の整備を計画的に進め、浸水被害の防止、軽減を図ります。	3	3	近年の豪雨災害等による浸水被害の防止、軽減を図る必要があるため、雨水排水路の計画的な整備を今後も継続していく。	変更なし
土石流・急傾斜地対策等の推進	整備課	土砂災害警戒区域等に指定された区域のうち、人家や要支援者施設がある危険度が高い箇所への対策が早期に実現できるよう国、県へ要望するとともに、事業実施の際には、関係機関と連携し事業を推進します。	3	3	市民の生命・財産を守るため、土砂災害の危険度の高い箇所への対策を行っていく必要があり、今後も継続していく。	変更なし
道路の適切な維持管理	土木管理課	幹線道路や主要な生活道路について、舗装改修計画により、良好な道路環境の構築を目指します。また、土木常設員制度等により、道路施設における地元要望を把握し、道路パトロールや緊急通報と合わせて適切な道路環境を提供するとともに、街路灯の設置について現状を把握し整備を検討します。	3	3	限られた財源内で効率よく維持管理を行い、道路施設の機能や道路環境を維持するため。	変更なし

下水道等の整備推進、適切な維持管理	下水道課	都市の健全な発達、公衆衛生の向上及び公共用水域の水質保全を図るため、計画的に下水道整備や老朽化した管きよの更生・更新を進めていきますが、一方で、市街化区域及び前原台団地以外の計画区域については整備のあり方を検討します。下水道整備を行った区域における下水道未接続世帯等に対して接続依頼を行い、効率的な事業運営を図ります。	3	4	犬山市下水道事業経営戦略改定審議会にて下水道計画区域のあり方を検討し、具体的な整備予定のない市街化調整区域を下水道計画区域から削除しました。これにより、早期に概成が可能な手法にて見直しが完了しました。 また、計画的な下水道整備や老朽化した管きよの更生・更新、下水道整備を行った区域における下水道未接続世帯等に対して接続依頼は、今後も継続して行います。	都市の健全な発達、公衆衛生の向上及び公共用水域の水質保全を図るため、計画的に下水道整備や老朽化した管きよの更生・更新を進めていきます。 下水道整備を行った区域における下水道未接続世帯等に対して接続依頼を行い、効率的な事業運営を図ります。
	環境課	下水道の「事業計画区域」又は「供用開始区域」以外では、単独浄化槽から合併浄化槽への転換を促します。	2	3	対象外となる市民との公平性の観点から、単純に補助金を増額することは望ましくない。 今後も国・県の動向を注視し、必要に応じて補助金の見直しを行う。	変更なし
生活環境の保全	環境課	生活環境につながる環境数値の測定や監視を継続します。また、事業者には公害防止のための法令等の遵守と周辺環境への配慮を求めています。測定結果が法令等の基準を超える測定値が観測された場合等、環境悪化につながる発生原因が特定された場合は、法令等に基づき国や県と連携した適切な指導や対応を行います。	3	3	生活環境保全に必要な取り組みであるため、今後も継続する。	変更なし
消防体制の強化・充実	消防総務課	地域防災力の要となる消防団員の人員確保に努め、地域の消防・防災リーダーとしての人材育成を図ります。また、消防庁舎の機能維持や更新、消防資機材の計画的な整備、更新を進めるとともに、防火水槽や消火栓等の消防水利の充実を図ります。	3	3	・消防団員の人材確保を行うために、消防団行事や産学イベントへ参加を行い、新規勧誘を継続する。 ・消防庁舎の老朽化が進んでいるため、機能維持管理を適時実施する。 ・更新計画に基づき、消防資機材の更新を行う。	変更なし
建築物の耐震化の促進	都市計画課	耐震化の必要性を理解してもらうための普及啓発を図るとともに、建築物の耐震化に係る支援を進めます。	3	3	建築物耐震改修促進計画に記載し、推進していくとしている内容であるため、今後も継続していく。	変更なし
公共交通を利用しやすい環境整備	防災交通課	公共交通機関や自転車等の利用促進と利便性の向上を図るため、鉄道駅周辺における駐車場、停車スペースや自転車等駐車場の維持・確保を図ります。	3	3	公共交通機関や自転車等の利用促進と利便性の向上を図るため、鉄道駅周辺における駐車場、停車スペースや自転車等駐車場の維持・確保が必要であり、今後も継続する。	変更なし
防災体制の充実	防災交通課	関係機関との連携体制を強化することに加え、各種訓練の定期的な実施や災害時に必要な防災備蓄品を適切に確保することで、災害時の対応力向上を図ります。また、災害の情報をいち早く伝えるための情報発信体制の整備も図ります。	3	3	11月9日羽黒小学校区にて総合防災訓練を実施予定。 情報伝達については、昨年度に引き続きメール、SNS、電話等にて実施予定。 FM放送を活用した緊急情報の配信のについて、定期的な訓練を行っている。	変更なし

地域防災力の向上	防災交通課	出前講座や人材育成講座の実施により、防災に係る人材の育成を進めるとともに、地域の防災組織の強化を図ります。また、防災訓練の開催や広報・SNS等により防災情報や危険箇所を発信することで、市民の防災意識を高めます。	3	3	防災人材育成講座は、8月2日に実施し、防災リーダーの育成に努めた。 出前講座等はR5.4～R7.9現在55回実施し、地域防災力強化を図っており、引き続き出前講座等を行い、防災リーダーの育成を行っていく予定。	変更なし
防犯活動の推進	防災交通課	地域における自主防犯パトロール等の防犯活動を支援するとともに、市民、行政、警察、学校、事業所が一体となって防犯活動を行います。	3	3	地域における自主防犯パトロール等の防犯活動を支援するとともに、市民、行政、警察、学校、事業所が一体となって防犯活動を行う必要があり、今後も継続する。	変更なし
防犯環境の充実	防災交通課	防犯カメラの計画的な設置等の防犯環境の整備を進めるとともに、市民等による防犯対策を支援し、防犯環境の充実を図ります。	3	3	防犯カメラの計画的な設置等の防犯環境の整備を進めるとともに、市民等による防犯対策を支援し、防犯環境の充実を図る必要があり、今後も継続する。	変更なし
交通安全運動の推進	防災交通課	警察や事業所、町内会等と連携して、官民一斉大監視等、交通安全運動を展開し、啓発に努めます。	3	3	警察や事業所、町内会等と連携して、官民一斉大監視等、交通安全運動を展開し、啓発に努める必要があり、今後も継続する。	変更なし
交通安全環境の充実	防災交通課	カーブミラー等の交通安全施設を効果的に整備するとともに、必要に応じて信号機等の設置を警察に要請します。また、市民等による交通安全対策を支援し、交通安全環境の充実を図ります。	3	3	カーブミラー等の交通安全施設を効果的に整備するとともに、必要に応じて信号機等の設置を警察に要請する。また、市民等による交通安全対策を支援し、交通安全環境の充実を図る必要があり、今後も継続する。	変更なし
住宅防火対策の推進	予防課	住宅用火災警報器の設置や適切な維持管理の促進のほか、住宅防火推進町内の指定や高齢者住宅防火訪問等、防火意識の高揚を図ります。	4	3	住宅用火災警報器の設置状況等を把握し、今後の普及啓発活動及び既に住宅用火災警報器を設置している世帯への適切な維持管理を広報することで、防火意識の高揚を継続して図る必要がある。	変更なし
(再掲) 救急・救助体制の充実	消防署	地域防災力の要となる消防団員の人員確保に努め、地域の消防・防災リーダーとしての人材養成を図ります。また、消防庁舎の機能維持や更新、消防資機材の計画的な整備、更新を進めるとともに、防火水槽や消火栓等の消防水利の充実を図ります。	4	3	複雑多様化する災害に対応するため、高度で専門的な知識・技術を学び、組織として対応能力を向上させる必要がある。 研究実績から、市民による応急手当の重要性は公然の事実であり、応急手当を普及させることは消防の責務である。	変更なし

基本目標Ⅲ しくみづくり

②福祉サービスの充実と適切な利用を促進します。

施策	担当課	内容	①評価	②検証	③検証理由	④内容(修正後)
障害に対する適切な医療の実施	福祉課※ 障害者支援課※	障害のある人が適切な医療を継続的に受けることができるように、医療費助成を実施するとともに、国に補助制度の創設を要望します。	4	3	適切な医療を継続的に受けることは必要であり、今後も継続する。	変更なし
一貫した教育支援	福祉課※ 障害者支援課※	乳幼児期から学齢期、就職まで一貫した適切な支援ができるように、相談支援体制を構築します。	3	3	ライフステージの移行に一貫した支援体制は必要であり、今後も継続する。	変更なし
情報提供の推進	福祉課※ 障害者支援課※	行政機関が実施する施策について、市ホームページなどで、アクセシビリティの向上に努め、障害のある人に配慮した情報提供をします。	3	3	アクセシビリティへ配慮した情報提供は必要であり、今後も継続する。	変更なし
意思疎通支援	福祉課※ 障害者支援課※	意思疎通に支援を必要とする障害のある人に、必要に応じ支援を実施します。また、手話通訳者、要約筆記者などの養成を推進するとともに、通訳者などを派遣します。	3	3	意思疎通支援の実施と支援者の育成は必要であり、今後も継続する。	変更なし
ニーズに合った福祉サービスの提供	福祉課※ 障害者支援課※	地域において、障害のある人が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、一人ひとりのニーズに合ったきめ細かい支援とライフステージに応じて切れ目のない支援を提供します。また、障害のある女性や子供、高齢者などの複合的に困難な状況に置かれた障害のある人に配慮したきめ細かい配慮に努めていきます。	3	3	一人ひとりのニーズに合ったきめ細かい支援は必要であり、今後も継続する。	変更なし
経済的支援	福祉課※ 障害者支援課※	経済的自立と生活の安定を図るため、障害の程度に応じ障害者扶助料などの手当を支給するとともに、税金や保育料などを負担軽減します。	3	3	手当支給や税・保育料・介護保険サービスの利用者負担等の軽減による支援は必要であり、今後も継続する。	変更なし
福祉施設施策	高齢者支援課※	養護老人ホームへの入所措置や有料老人ホーム等の状況把握、質の確保に努めます。	3	3	養護老人ホームと情報連携しながら、必要な措置者には、速やかに措置できる体制を整えている。また、有料老人ホーム等の状況把握については、関係機関と連絡調整しながら、情報整理している。	変更なし

在宅介護支援福祉施策	高齢者支援課※	介護者が在宅で安心して介護ができるよう、身体的・精神的・経済的な負担の軽減に向けた様々な支援を推進します。	3	3	要介護者と介護者に必要なサービスを届けられるよう、介護用品の支給や、介護手当等を支給し、経済的な負担が軽減できるよう今後も継続する。	変更なし
居宅サービス	高齢者支援課※	介護保険の居宅サービスなど在宅介護に重点をおいたサービス提供体制の充実を図ります。なお、介護保険の各サービスについては、利用者のニーズ等に基づき、量的な整備目標を設定し、利用見込みに応じた提供量とその安定的な供給体制の確保・充実に引き続き取り組めます。	3	3	<ul style="list-style-type: none"> ・居宅介護サービス R5:93.52% R6:101.52% ・介護予防サービス R5:123.49% R6:106.79% ・事業計画値に対する給付実績の実施割合 R5:88.5% R6:98.4% 概ね計画どおりに給付事業を実施。 令和7年9月末時点においても概ね計画値どおりに実施できている。	変更なし
施設サービス	高齢者支援課※	施設サービスは、自宅で生活することが困難となった場合に、介護保険施設に入所して介護を受けるもので、利用者本人やその家族の負担の軽減を図ります。	3	3	<ul style="list-style-type: none"> ・施設介護サービス R5:84.84% R6:95.74% ・事業計画値に対する給付実績の実施割合 R5:88.5% R6:98.4% 概ね計画どおりに給付事業を実施。 令和7年9月末時点においても概ね計画値どおりに実施できている。	変更なし
地域密着型サービス	高齢者支援課※	地域包括ケアシステムの構築を踏まえ、認知症高齢者や医療と介護の両方が必要な中重度の要介護者等のニーズに対応できるよう、在宅生活を支援する地域密着型サービスの提供体制の充実に努めます。	3	3	<ul style="list-style-type: none"> ・地域密着型介護サービス R5:79.34% R6:93.95% ・地域密着型介護予防サービス R5:53.35% R6:27.81% 事業計画値に対する給付実績の実施割合 R5:88.5% R6:98.4% 概ね計画どおりに給付事業を実施。 令和7年9月末時点においても概ね計画値どおりに実施できている。	変更なし
介護保険制度の持続可能な運営体制の強化	高齢者支援課※	介護保険事業を円滑に運営するため、制度の持続可能性を確保するとともに、制度の周知と啓発に努めながら、適切なサービスの提供及び更なる質の向上を図り、介護が必要な方が安心して利用できる環境の整備に努めます。	3	3	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険制度の冊子を作成し、市役所窓口や包括、市内事業所での案内に使用し、制度の周知が図れている。 ・運営指導や、ケース対応の際、介護給付の適正化のためケアプラン点検を実施しており、適切なサービスの提供体制の構築に努めている。 ・住宅改修等について、不必要な利用とならないよう、真に必要な改修内容かの確認が行えている。 	変更なし
(再掲) 認知症施策の推進	高齢者支援課※	認知症になってもできる限り住み慣れた環境で自分らしく暮らし続けることができるよう、認知症に対する正しい理解の促進に向けた活動を行うとともに、早期発見・早期対応につながるよう、高齢者あんしん相談センター（地域包括支援センター）や認知症初期集中支援チームなどと連携し、認知症に対する総合的な支援に努めます。	3	3	あんしん相談センターや認知症初期集中支援チームと今後も連携し、認知症に対する総合的な支援を継続する。	変更なし

教育・保育事業の推進	子ども未来課※	保護者のニーズに応じ、幼稚園や保育園の確保と事業の充実に努めます。	3	3	・個別に支援を要する園児の入園希望が、年々増加しているため、加配保育士の人員確保に努め、保護者のニーズに対応できるように今後も継続していく。	変更なし
教育・保育の一体的提供	子ども未来課※	認定こども園化の推進や子ども未来センター事業を推進し、未就学児の窓口の一本化を進めます。	3	3	保育園、幼稚園にかかわる事務を子ども未来課一本で行うことで保護者にとってよりスムーズな案内ができています。今後も引き続き実施していく。	
その他保育の充実	子ども未来課※	休日保育や障害児への保育支援、育児休業中の入園児童を拡大するなど、幅広い保育サービスの提供を目指します。	3	3	地域で子育てを支えるためには、保育サービスの充実は必要であり、今後も継続する。	変更なし
教育・保育施設の整備	子ども未来課※	保育機能を集約し、教育・保育施設の整備を推進します。	3	3	R5年4月に改訂した子ども未来園施設整備10か年計画改定版に沿って、機能の集約化及び施設整備を進めていく。	変更なし
地域子ども・子育て支援事業の推進	子ども未来課※ 子育て支援課	妊婦の健康診査や乳児家庭への全戸訪問を実施するとともに、延長保育や一時預かりファミリーサポートセンター事業、子育て短期支援事業、放課後児童クラブ、病後児保育などを充実させ、子育てを支援します。	3	3	各事業を適切に実施することにより、地域における子ども・子育て施策の推進を図る。	国が定める事業を適切に実施することで、地域の子育て世帯が安心して子育てができる環境を整える。
	子ども未来課		3	3	女性の就業率の上昇傾向にある中、3歳未満児の保育ニーズも高まり、それに伴う通常保育以外の園長保育、一時預かり（保育）、病後児保育など、保護者が安心して預けることができる環境を整え、「安心して子育てできるまち」の整備に努めていく必要がある。	
	健康推進課		3	3	妊婦健診、乳児家庭への全戸訪問はほぼ100%近い割合で実施ができていますが、サービスの質の点では評価が出てきていない。今後は外国籍の方への対応の充実が必要である。	
遺された人への支援の充実	健康推進課※	遺族のケアのため、相談機関の紹介や周知に努めます。	3	3	ホームページにおける相談機関の案内や遺族会活動案の案内など県内情報を掲載	変更なし
(再掲) 青少年の悩み相談の充実と支援	文化スポーツ課 文化推進課	青少年一人ひとりの状況に応じた相談を行うとともに、支援者のための研修会を実施します。	3	3	青少年の悩みは多岐にわたっており、相談はすぐには完結するものではないので、今後も継続して、本人や保護者、支援者に支援をするため。	変更なし

基本目標Ⅲ しくみづくり

③権利擁護の体制を整えて尊厳を守ります。

施策	担当課	内容	①評価	②検証	③検証理由	④内容(修正後)
権利擁護の推進	福祉課※ 障害者支援課※	障害のある人に対する虐待や差別の防止に向けて、サービス提供事業者や相談支援事業者など関係機関と連携を図るとともに、成年後見制度などを活用し、障害のある人が適切に個人の財産を管理できるように支援します。	3	3	障害者虐待防止のための取り組みや、障害者の財産管理支援は必要であり、今後も継続する。	変更なし
高齢者の権利擁護の推進	高齢者支援課※	すべての高齢者が、個人の意思を尊重された暮らしができるよう、権利擁護の取り組みを推進します。また、成年後見制度などの周知を図るとともに、活用するにあたっての支援の充実に努めます。	2	3	・市民後見人、法人後見の取組等の体制が整っていないところもあるが、高齢者あんしん相談センター等を通じて成年後見制度の周知の強化に努めている。 ・関係機関等からの通報のタイミングが遅いことがあり、虐待の発見、初動に影響することがある。	変更なし
要保護児童対策の充実	子ども未来課※ 子育て支援課	子ども家庭総合拠点や家庭児童相談室など、相談体制の充実を図り、支援を必要とする児童や家庭、妊婦までを対象とした虐待の未然防止に努めます。	3	4	・令和6年度より「こども家庭センター」を設置し、従来の母子保健機能と児童福祉機能を一体的に実施し、妊産婦や子育て家庭への相談支援を行うことで早期から切れ目のない包括的で継続的な支援の提供に努めている。 ・犬山市児童虐待対応マニュアルを策定し、マニュアルに沿った対応を行うことで虐待に対し、適切な支援につなげている。	こども家庭センターの運営及び家庭支援事業の実施を適切に行うことで、妊娠期から子育て期の世帯に対して包括的かつ継続的な支援体制を構築し、児童虐待の防止・適切な対応に努める。

基本目標Ⅲ しくみづくり

④成年後見制度の利用を促進します。

施策	担当課	内容	①評価	②検証	③検証理由	④内容(修正後)
(再掲) 権利擁護の推進	福祉課※ 障害者支援課※	障害のある人に対する虐待や差別の防止に向けて、サービス提供事業者や相談支援事業者など関係機関と連携を図るとともに、成年後見制度などを活用し、障害のある人が適切に個人の財産を管理できるように支援します。	3	3	障害者虐待防止のための取り組みや、障害者の財産管理支援は必要であり、今後も継続する。	変更なし
(再掲) 高齢者の権利擁護の推進	高齢者支援課※	すべての高齢者が、個人の意思を尊重された暮らしができるよう、権利擁護の取り組みを推進します。また、成年後見制度などの周知を図るとともに、活用するにあたっての支援の充実に努めます。	2	3	・市民後見人、法人後見の取組等の体制が整っていないところもあるが、高齢者あんしん相談センター等を通じて成年後見制度の周知の強化に努めている。 ・関係機関等からの通報のタイミングが遅いことがあり、虐待の発見、初動に影響することがある。	変更なし

基本目標Ⅳ つながりづくり ①世代や属性を超えた包括的な相談支援体制を整えます。

施策	担当課	内容	①評価	②検証	③検証理由	④内容(修正後)
相談支援体制の推進	福祉課※ 障害者支援課※	各相談窓口が連携し、継続した計画的な支援を実施するため、関係機関が連携した相談支援体制を推進します。また、障害のある人自身のニーズや適性に合った支援を実施するため、各相談の活用を図ります。	3	3	関係機関が連携した包括的な相談支援体制は必要であり、今後も継続する。	変更なし
	福祉課		3	3	複雑化、複合化した悩みや不安に対し、世代や属性を問わずに対応していくため、関係機関が連携した相談支援体制は必要である。未だ体制整備の構築途中であることから、今後も継続する。 (また、令和6年度機構改革により障害者支援課が新設されたため、障害者に限定した内容は削除)	
(再掲) 高齢者の見守り支援体制の充実	高齢者支援課※	高齢者がそれぞれの状況に応じて、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、また、介護者に対する支援の観点からも、生活支援・見守り体制の充実を図ります。	3	3	犬山市と協定を結んだ50事業所との連携し、地域での見守りを継続している。	変更なし
(再掲) 要保護児童対策の充実	子ども未来課※ 子育て支援課	子ども家庭総合拠点や家庭児童相談室など、相談体制の充実に努め、支援を必要とする児童や家庭、妊婦までを対象とした虐待の未然防止に努めます。	3	4	・令和6年度より「こども家庭センター」を設置し、従来の母子保健機能と児童福祉機能を一体的に実施し、妊産婦や子育て家庭への相談支援を行うことで早期から切れ目のない包括的で継続的な支援の提供に努めている。 ・犬山市児童虐待対応マニュアルを策定し、マニュアルに沿った対応を行うことで虐待に対し、適切な支援につなげている。	こども家庭センターの運営及び家庭支援事業の実施を適切に行うことで、妊娠期から子育て期の世帯に対して包括的かつ継続的な支援体制を構築し、児童虐待の防止・適切な対応に努める。
ひとり親家庭の自立支援の推進	子ども未来課※ 子育て支援課	ひとり親への子育て・生活を支援するとともに、就業支援、経済的な支援を実施します。	3	3	相談員の質の向上に努めるとともに関係機関と連携し、個別事案ごとに各施策を組み合わせながらひとり親家庭の自立に向けて継続的な支援を提供する。	変更なし
子どもの貧困対策の充実	子ども未来課※ 子育て支援課	生活困窮者の自立支援に関する相談や、経済的支援、学習支援を充実させます。	3	3	対象世帯のこどもの生活の向上を図るため、令和7年5月から新規事業として「こどもの生活・学習支援事業」を実施している。	変更なし

(再掲) 地域子ども・子育て支援事業の推進	子ども未来課※ 子育て支援課	妊婦の健康診査や乳児家庭への全戸訪問を実施するとともに、延長保育や一時預かりファミリーサポートセンター事業、子育て短期支援事業、放課後児童クラブ、病後児保育などを充実させ、子育てを支援します。	3	3	各事業を適切に実施することにより、地域における子ども・子育て施策の推進を図る。	国が定める事業を適切に実施することで、地域の子育て世帯が安心して子育てができる環境を整える。
(再掲) 社会生活を営むために必要な機能の維持向上	健康推進課※	子どもの発達段階に応じた情報の提供と相談体制の充実を図り、子どものころから健全な生活習慣を身につけるための取り組みを進めます。また、地域で子育てを支援するための人材育成や環境づくりを推進し、子育て家庭の孤立化や虐待を予防します。	3	3	事業の周知等の工夫により参加率を向上させるとともに、子育てを取り巻く関係機関と連携の上、より効果的な事業を実施するため、今後も継続実施が必要。	変更なし
(再掲) 消費者の保護・育成	産業課	消費者がトラブルに巻き込まれないような、啓発活動や講座を開催するとともに、消費者トラブル等に巻き込まれたときのための相談体制を整えます。	3	3	消費者相談体制、消費者教育体制について、現状の体制で十分な成果を得ているため。	変更なし
外国人市民へのコミュニケーション・生活支援	地域協働課 多様性社会推進課	外国人市民が日本人市民と同様に行政サービスへアクセスできる環境整備を進めるとともに、安心・快適な生活が送れるように、ライフステージに応じた継続的な支援やコミュニケーションの支援を行います。	3	3	外国人市民にとって行政サービスを受けるにあたって言語が壁となっている現状がある。コミュニケーション支援は必須であり、今後も継続する。	変更なし

基本目標Ⅳ つながりづくり

②多機関協働による支援体制を整えます。

施策	担当課	内容	①評価	②検証	③検証理由	④内容(修正後)
(再掲) 相談支援体制の推進	福祉課※ 障害者支援課※	各相談窓口が連携し、継続した計画的な支援を実施するため、関係機関が連携した相談支援体制を推進します。また、障害のある人自身のニーズや適性に合った支援を実施するため、各相談の活用を図ります。	3	3	関係機関が連携した包括的な相談支援体制は必要であり、今後も継続する。	変更なし
	福祉課		3	3	複雑化、複合化した悩みや不安に対し、世代や属性を問わずに対応していくため、関係機関が連携した相談支援体制は必要である。未だ体制整備の構築途中であることから、今後も継続する。 (また、令和6年度機構改革により障害者支援課が新設されたため、障害者に限定した内容は削除)	
医療と介護の連携強化	高齢者支援課※	支援を必要とする高齢者が住み慣れた地域で医療・介護サービスを一体的に受けられるよう関係機関との連携を強化し、在宅療養を支える体制の充実を図ります。当市では、尾北医師会に在宅医療・介護連携推進事業を委託しており、2市2町(犬山市、江南市、大口町、扶桑町)における連携を図ります。	3	3	・尾北医師会地域ケア協力センターを中心とした地域での講座(在宅医療/人生会議の出前講座)や研修会や会議(防災・在宅避難者支援、在宅医療・介護連携推進、入退院支援事業)を開催する等により、連携を強化している。	変更なし

(再掲) 在宅生活を支える体制整備	高齢者支援課※	ひとり暮らしの高齢者などで、支援が必要になった場合でも自立した生活ができるよう、高齢者のニーズに応じた多様なサービス提供に向けた体制の構築を推進します。	3	3	高齢者タクシー料金助成について、R6年度から新たに75歳から84歳までに対象者を広げたことと、令和7年度から85歳以上の住民税非課税世帯を対象に、利用料金助成として500円チケット(最大24枚で12,000円分)を配布した。	変更なし
自殺未遂者の再度の自殺企図防止	健康推進課※	保健所や医療機関、消防の有機的連携を図り、自殺未遂者に相談機関を周知します。	3	3	ホームページにおける相談機関の案内や遺族会活動案の案内など県内情報を掲載	変更なし
(再掲) 関係機関の連携による社会全体の自殺リスクの低下	健康推進課※	居場所づくりを促進することで、SOSを発信している人の存在に気づき、声掛けや見守りなどつながりがある地域の形成に努めます。また、精神科医療、保健、福祉などの諸施策の連動性を向上させるとともに、生活困窮者への自立支援を行うことで、自殺リスクの軽減に努めます。	3	3	各所相談窓口で実施できている。	変更なし
幼保小連携の推進	学校教育課	幼保共通のカリキュラムに基づき、幼保共通の教育・保育を進めることにより、小学校教育へつなげる連続性を持った質の高い幼児教育を提供します。	3	3	小学校と子ども未来園・幼稚園の連携は、子どもにとって重要なことであり、今後も継続する。	変更なし
	子ども未来課		3	3	・幼保から小学校へ子どもの育ちをつなぐためには、連携は重要であり、今後も継続する。	

基本目標Ⅳ つながりづくり ③アウトリーチなどを通じた継続的な支援体制を整えます。

施策	担当課	内容	①評価	②検証	③検証理由	④内容(修正後)
(再掲) 相談支援体制の推進	福祉課※ 障害者支援課※	各相談窓口が連携し、継続した計画的な支援を実施するため、関係機関が連携した相談支援体制を推進します。また、障害のある人自身のニーズや適性に合った支援を実施するため、各相談の活用を図ります。	3	3	関係機関が連携した包括的な相談支援体制は必要であり、今後も継続する。	変更なし
	福祉課		3	3	複雑化、複合化した悩みや不安に対し、世代や属性を問わずに対応していくため、関係機関が連携した相談支援体制は必要である。未だ体制整備の構築途中であることから、今後も継続する。 (また、令和6年度機構改革により障害者支援課が新設されたため、障害者に限定した内容は削除)	

(再掲) 在宅生活を支える体制整備	高齢者支援課※	ひとり暮らしの高齢者などで、支援が必要になった場合でも自立した生活ができるよう、高齢者のニーズに応じた多様なサービス提供に向けた体制の構築を推進します。	3	3	高齢者タクシー料金助成について、R6年度から新たに75歳から84歳までに対象者を広げたことと、令和7年度から85歳以上の住民税非課税世帯を対象に、利用料金助成として500円チケット（最大24枚で12,000円分）を配布した。	変更なし
(再掲) 社会生活を営むために必要な機能の維持向上	健康推進課※	子どもの発達段階に応じた情報の提供と相談体制の充実を図り、子どものころから健全な生活習慣を身につけるための取り組みを進めます。また、地域で子育てを支援するための人材育成や環境づくりを推進し、子育て家庭の孤立化や虐待を予防します。	3	3	事業の周知等の工夫により参加率を向上させるとともに、子育てを取り巻く関係機関と連携の上、より効果的な事業を実施するため、今後も継続実施が必要。	変更なし
(再掲) 自殺未遂者の再度の自殺企図防止	健康推進課※	保健所や医療機関、消防の有機的連携を図り、自殺未遂者に相談機関を周知します。	3	3	ホームページにおける相談機関の案内や遺族会活動案の案内など県内情報を掲載	変更なし
(再掲) 青少年の悩み相談の充実と支援	文化スポーツ課 文化推進課	青少年一人ひとりの状況に応じた相談を行うとともに、支援者のための研修会を実施します。	3	3	青少年の悩みは多岐にわたっており、相談はすぐには完結するものではないので、今後も継続して、本人や保護者、支援者に支援をするため。	変更なし

基本目標Ⅳ つながりづくり

④地域資源を活用し、支援が必要な人と地域とのつながりをつくります。

施策	担当課	内容	①評価	②検証	③検証理由	④内容(修正後)
(再掲) 一貫した教育支援	福祉課※ 障害者支援課※	乳幼児期から学齢期、就職まで一貫した適切な支援ができるように、相談支援体制を構築します。	3	3	ライフステージの移行に一貫した支援体制は必要であり、今後も継続する。	変更なし
(再掲) 相談支援体制の推進	福祉課※ 障害者支援課※	各相談窓口が連携し、継続した計画的な支援を実施するため、関係機関が連携した相談支援体制を推進します。また、障害のある人自身のニーズや適性に合った支援を実施するため、各相談の活用を図ります。	3	3	関係機関が連携した包括的な相談支援体制は必要であり、今後も継続する。	変更なし
	福祉課		3	3	複雑化、複合化した悩みや不安に対し、世代や属性を問わずに対応していくため、関係機関が連携した相談支援体制は必要である。未だ体制整備の構築途中であることから、今後も継続する。 (また、令和6年度機構改革により障害者支援課が新設されたため、障害者に限定した内容は削除)	

(再掲) 在宅生活を支える体制整備	高齢者支援課※	ひとり暮らしの高齢者などで、支援が必要になった場合でも自立した生活ができるよう、高齢者のニーズに応じた多様なサービス提供に向けた体制の構築を推進します。	3	3	高齢者タクシー料金助成について、R6年度から新たに75歳から84歳までに対象者を広げたことと、令和7年度から85歳以上の住民税非課税世帯を対象に、利用料金助成として500円チケット(最大24枚で12,000円分)を配布した。	変更なし
(再掲) 社会生活を営むために必要な機能の維持向上	健康推進課※	子どもの発達段階に応じた情報の提供と相談体制の充実を図り、子どものころから健全な生活習慣を身につけるための取り組みを進めます。また、地域で子育てを支援するための人材育成や環境づくりを推進し、子育て家庭の孤立化や虐待を予防します。	3	3	事業の周知等の工夫により参加率を向上させるとともに、子育てを取り巻く関係機関と連携の上、より効果的な事業を実施するため、今後も継続実施が必要。	変更なし
(再掲) 市民活動、地域活動の支援及び協働の促進	地域協働課	基礎的コミュニティである地域活動の支援を強化すると共に、地域の課題解決や価値の創造に向けた取り組みを支援します。また、市民活動や地域活動の支援、多様な主体による協働を促進するため、つながる拠点としての協働プラザ事業を進めていきます。	3	3	地域活動団体の支援について、強化に向けた支援策を検討しているところである。また、協働プラザ事業は、支援が受けられる場所としてさらに周知・活用が必要であることから、現状維持とする。	変更なし
(再掲) 多文化共生の地域づくり	地域協働課 多様性社会推進課	多文化共生社会の実現に向け、意識啓発活動や日本人と外国人の交流機会の創出、推進体制の整備等を進めます。	3	3	増加する外国人市民が日本人市民とともに暮らすために多文化共生社会の実現は必須であり、今後も継続する。	変更なし
(再掲) 農業者の確保、育成	産業課	関係団体等と連携し、農業者同士のつながりを広げながら、後継者や新規就農者の確保・育成を図ります。また、農福連携等の新しい農業の取り組みを促進します。	3	3	農業従事者が減少傾向である中、JAや県等の関係団体と連携し、農福連携等を含む多様な農業の担い手を確保・育成する取り組みは引き続き必要であるため。	変更なし
(再掲) 農業にふれ親しむ機会の確保	産業課	農業にふれ親しむ機会として、市民農園や子ども大学農業学部、プランター講座等の充実を図ります。また、講師や講座参加者たちの交流を促し、生産者ネットワークの構築を推進します。	3	2	市民等が農業にふれあう機会を創出するため、市民農園や農業体験などの取組は必要であり、継続していくが、子ども大学農業学部(H30~R7)、プランター講座(R5,R6)は、講師(JA)の継続辞退申出により、現状どおりの継続が困難なため。	農業にふれ親しむ機会として、市民農園や農業体験等の取組の充実を図ります。また、講師や講座参加者たちの交流を促し、生産者ネットワークの構築を推進します。
(再掲) マッチング機会の提供	産業課	関係機関や企業、近隣市町と連携し、企業と就職を希望する人とのマッチングを支援します。	3	3	企業と就職を希望する人とのマッチングの支援に対して、一定の成果が出ているため。	変更なし

<p>(再掲) 子どもの読書環境の充実</p>	<p>文化スポーツ課 文化推進課</p>	<p>子ども読書空間「ブックキャンプ」の活用等を通じて、子どもの自主的な読書活動を推進し、子どもの読解力向上につなげます。また、市立図書館と学校が連携し、子どもや教師が学校図書室を効果的に利用できる環境を整えます。</p>	<p>3</p>	<p>3</p>	<p>子どもの自主的な読書活動を推進し、子どもの読解力向上につなげることや、市立図書館と学校が連携し、子どもや教師が学校図書室を効果的に利用できる環境を、今後も継続して整えるため。</p>	<p>変更なし</p>
<p>(再掲) 文化財の保存、活用の推進</p>	<p>歴史まちづくり課</p>	<p>犬山市文化財保存活用地域計画に基づき、地域ぐるみで市内の歴史文化資源の調査や保存・活用、継承に取り組み、地域の魅力向上につなげます。特に、犬山城においては、門・橋の復元、堀・切岸の整備・公開、天守の防災対策強化等、価値の顕在化と魅力向上につながる取り組みを強化します。</p>	<p>3</p>	<p>3</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「犬山市文化財保存活用計画」に基づく歴史文化ぶらっとフォーラムの活動を継続して実施できているため。 ・犬山城の整備の基本方針を取りまとめた「史跡犬山城跡整備基本計画」の策定を令和7年6月に完了した。また、防災対策の方針を定めた「犬山城防災対策計画」の策定も、令和7年度中に完了する見込みであるため。 	<p>変更なし</p>
<p>(再掲) 歴史・文化に関する自主的活動の支援</p>	<p>歴史まちづくり課</p>	<p>団体が実施する市内文化財施設での企画展示、情報発信、関連イベント等の開催を支援し、地域の魅力発信につなげます。また、文化財の保存、調査研究、町並み保存等を進めるにあたり、関係団体との連携を図るとともに、団体同士が交流する場を設けます。</p>	<p>3</p>	<p>3</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・歴史文化の継承や地域の魅力発信のため、関係団体と連携して文化財の保存・活用を進める必要があり、今後も活動の支援を継続する。 	<p>変更なし</p>

(3)修正後計画案について

資料3

基本目標Ⅰ 人づくり ③地域福祉の担い手の育成・確保を推進します。

施策	担当課	内容	①評価	②検証	③検証理由	④内容(修正後)
救急・救助体制の充実	消防署	地域防災力の要となる消防団員の人員確保に努め、地域の消防・防災リーダーとしての人材養成を図ります。また、消防庁舎の機能維持や更新、消防資機材の計画的な整備、更新を進めるとともに、防火水槽や消火栓等の消防水利の充実を図ります。	4	3	複雑多様化する災害に対応するため、高度で専門的な知識・技術を学び、組織として対応能力を向上させる必要がある。 研究実績から、市民による応急手当の重要性は公然の事実であり、応急手当を普及させることは消防の責務である。	高度で専門的な知識・技術を備え持った隊員の育成と適切な配置、設備や資器材の整備を進めるとともに、講習会等を通じて市民の防災と救急知識、技術の向上を図ります。

基本目標Ⅱ 場づくり ②多世代・多文化交流や障害者の居場所づくりを支援します。

施策	担当課	内容	①評価	②検証	③検証理由	④内容(修正後)
農業にふれ親しむ機会の確保	産業課	農業にふれ親しむ機会として、市民農園や子ども大学農業学部、プランター講座等の充実を図ります。また、講師や講座参加者たちの交流を促し、生産者ネットワークの構築を推進します。	3	2	市民等が農業にふれあう機会を創出するため、市民農園や農業体験などの取組は必要であり、継続していくが、子ども大学農業学部（H30～R7）、プランター講座（R5、R6）は、講師（JA）の継続辞退申出により、現状どおりの継続が困難なため。	農業にふれ親しむ機会として、市民農園や農業体験等の取組の充実を図ります。また、講師や講座参加者たちの交流を促し、生産者ネットワークの構築を推進します。

基本目標Ⅲ しくみづくり ①安心で安全に暮らせるまちづくりを推進します。

施策	担当課	内容	①評価	②検証	③検証理由	④内容(修正後)
水道施設の更新、適切な維持管理	水道課	現行の料金体系を維持しつつ、水道施設について、計画的に更新と耐震化を行うとともに、適切な維持管理を進めます。また、管路漏水調査を計画的に行い、漏水箇所の修繕により有収率の向上を図ります。	2	2	令和2年度策定の経営戦略における収支見直し及びそれに基づく料金計算結果と、その後の急激な物価高による支出実績とが大きく乖離し、令和8年度からの県営水道に支払う料金の2回目の値上げ等、今後の支出増を見通して、水道料金のあり方を含め収支計画の見直しが必要となっている。	水道料金は3～5年毎に見直すよう水道法で定められており、料金の維持又は改定の決定はその都度行うものであり、地域福祉計画期間を通じてあらかじめ決定することは本来できないものであることから、表現を見直し「現行の料金体系を維持しつつ、」を削除。
下水道等の整備推進、適切な維持管理	下水道課	都市の健全な発達、公衆衛生の向上及び公用水域の水質保全を図るため、計画的に下水道整備や老朽化した管きよの更生・更新を進めていきますが、一方で、市街化区域及び前原台団地以外の計画区域については整備のあり方を検討します。下水道整備を行った区域における下水道未接続世帯等に対して接続依頼を行い、効率的な事業運営を図ります。	3	4	犬山市下水道事業経営戦略改定審議会にて下水道計画区域のあり方を検討し、具体的な整備予定のない市街化調整区域を下水道計画区域から削除しました。これにより、早期に概成が可能な手法にて見直しが完了しました。 また、計画的な下水道整備や老朽化した管きよの更生・更新、下水道整備を行った区域における下水道未接続世帯等に対して接続依頼は、今後も継続して行います。	都市の健全な発達、公衆衛生の向上及び公用水域の水質保全を図るため、計画的に下水道整備や老朽化した管きよの更生・更新を進めていきます。下水道整備を行った区域における下水道未接続世帯等に対して接続依頼を行い、効率的な事業運営を図ります。

基本目標Ⅲ しくみづくり ②福祉サービスの充実と適切な利用を促進します。

施策	担当課	内容	①評価	②検証	③検証理由	④内容(修正後)
地域子ども・子育て支援事業の推進	子ども未来課※ 子育て支援課 子ども未来課 健康推進課	妊婦の健康診査や乳児家庭への全戸訪問を実施するとともに、延長保育や一時預かりファミリーサポートセンター事業、子育て短期支援事業、放課後児童クラブ、病後児保育などを充実させ、子育てを支援します。	3	3	各事業を適切に実施することにより、地域における子ども・子育て施策の推進を図る。	国が定める事業を適切に実施することで、地域の子育て世帯が安心して子育てができる環境を整える。

基本目標Ⅲ しくみづくり ③権利擁護の体制を整えて尊厳を守ります。

施策	担当課	内容	①評価	②検証	③検証理由	④内容(修正後)
要保護児童対策の充実	子ども未来課※ 子育て支援課	子ども家庭総合拠点や家庭児童相談室など、相談体制の充実を図り、支援を必要とする児童や家庭、妊婦までを対象とした虐待の未然防止に努めます。	3	4	・令和6年度より「こども家庭センター」を設置し、従来の母子保健機能と児童福祉機能を一体的に実施し、妊産婦や子育て家庭への相談支援を行うことで早期から切れ目のない包括的で継続的な支援の提供に努めている。 ・犬山市児童虐待対応マニュアルを策定し、マニュアルに沿った対応を行うことで虐待に対し、適切な支援につなげている。	こども家庭センターの運営及び家庭支援事業の実施を適切に行うことで、妊娠期から子育て期の世帯に対して包括的かつ継続的な支援体制を構築し、児童虐待の防止・適切な対応に努める。